

令和 5 年度
東京歯科大学短期大学
自己点検・評価報告書

令和 6 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	1
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	2
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	2
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	8
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	14
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	20
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	20
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	38
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	51
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	51
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	68
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	74
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	74
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	79
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	83

自己点検・評価報告書

東京歯科大学短期大学は、一般財団法人 大学・短期大学基準協会による令和 5 年度短期大学認証評価を受審し、令和 6 年 3 月 8 日付で、同協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから『適格』の認定を受けた。

この自己点検評価・報告書は、同協会が定める基準にのっとり、引き続き自己点検・評価活動を行った令和 5（2023）年度の東京歯科大学短期大学における自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 12 月 18 日

東京歯科大学短期大学

学長 鳥 山 佳 則

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

学校法人東京歯科大学（以下「本法人」という。）の設置する東京歯科大学は、歯科医学教育において本邦最古の歴史をもち、開学以来、我が国における歯科医学および歯科医療の進歩・発展に尽力してきた。東京歯科大学は、明治 23 (1890) 年に高山歯科医学院として創立者 高山紀齋により開設され、建学者 血脇守之助により東京歯科医学院、旧制東京歯科大学を経て東京歯科大学へと発展を遂げている。高山の進取の気性、開拓精神により設立され、それを受け継いだ血脇は、学問のみならず歯科医学および歯科医療における人本主義の教育理念を確立するために心血を注いだ。血脇の唱えた『歯科医師たる前に人間たれ』という言葉に集約されるように歯科医師としての知識や技術だけでなく、社会性、国際性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成しようとする『ヒューマニズム』を尊重した精神の重要性を強調した。

東京歯科大学を設置する本法人は、昭和 23 (1948) 年の歯科衛生士法制定後、翌年には東京歯科大学短期大学（以下「本短期大学」という。）の起源である東京歯科大学歯科衛生士学校を開設して、歯科衛生士教育を開始している。その後、昭和 51 (1976) 年に学校教育法の一部を改正する法律が公布、新たに専修学校の設置が規定されたことを受け、本法人は専修学校への改組を申請、文部大臣より認可を受け、東京歯科大学歯科衛生士専門学校として新たな歯科衛生士教育をスタートさせた。本短期大学は、東京歯科大学および本邦での歯科衛生士教育の先駆けとなった東京歯科大学歯科衛生士学校、その後専修学校に昇格した東京歯科大学歯科衛生士専門学校へと継承されている歯科医学教育における歴史と伝統を基に平成 29 (2017) 年に開学、東京歯科大学の建学者 血脇守之助の唱えた『ヒューマニズム』を尊重した教育理念を継承してこれを建学の精神としている。

教育基本法前文には『我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。』と謳われている。『東京歯科大学短期大学学則』第 1 条におい

て、「東京歯科大学短期大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな教養と高い人格とを備えた人材を育成し、歯科衛生士に必要、かつ、高度な学芸を教授研究するとともに、口腔保健を通じて人類の福祉に貢献することを目的とする。」と謳い、建学の精神を根本として、変化する時代のニーズに合った社会・国民からの要請に応えることのできる人間性豊かな歯科衛生士を養成することを、本短期大学の目的として掲げ使命としている。

超高齢社会の到来により生じた歯科医療を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ歯科衛生士の担当する領域は、これまでとは比較にならないほど広くなるとともに高い専門性が求められている。これに対応できる人材の養成は喫緊の課題であり、技術・技能だけに優れているのではなく、人間的に優れた良識豊かな高度専門職業人としての歯科衛生士の養成が求められている。また、基礎疾患を有する高齢者は年々増加しており、わが国で構築が進められている地域包括ケアシステムにおいては、病院、介護、在宅、地域に拡大する歯科保健医療提供の場の必要性が強く求められている。更には、これまでの歯科衛生士教育では想定されていなかった終末期における医療現場においても歯科衛生士の関わりが求められており、これに対応できる高い倫理観と人間性、優れた技術・技能を併せもった歯科衛生士の養成が必要である。口腔内の症状改善が健康長寿に大きな影響を与えることは広く知られており、病院組織、介護保険制度と介護施設、在宅要介護者を取り巻く生活と地域などを理解した上で倫理観に基づいて行動し、医師、歯科医師、看護師等の医療専門職や介護専門職と協働できる歯科衛生士が求められている。本法人の設置する東京歯科大学は『歯科医師たる前に人間たれ』との普遍的な世代を超えた哲学を校風としており、新設の本短期大学においてもこれを継承し、『ヒューマニズム』を尊重した教育理念を建学の精神に掲げ、時代に応じた人材育成を行い社会からの要請に応えるものである。

本短期大学では建学の精神を学校案内やホームページに掲載して、広く公表している。まずは、本短期大学のステークホルダーが理解を深めることを目的として、学生向けにはラウンジの見易い場所に掲示（次頁参照）するとともに学生便覧に掲載している。また、学生保護者向けには、修学指導保護者説明会等において詳細に説明することとしている。建学の精神に基づき策定する三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）についてもホームページなどにより一般にも広く公表している。これら三つの方針を具現化するためのカリキュラムは、各科目の目標、方略、評価の各項目を不断の点検を行いながら日々の教育を行っている。その最終成果として、卒業時に受験資格を得る歯科衛生士国家試験においては、前身の専門学校時代を含め本短期大学開学以来、合格率 100%の成績を維持しており、広く学内外に発信している。

本短期大学の教育研究活動および管理運営に関する全ての事項は、建学の精神が根本となっている。法人全体で5年をスパンとした『学校法人東京歯科大学中期計画』を策定しており、本短期大学もこの中期計画に組み込まれ行動計画を定めている。中期計画の進捗状況については、毎年実施状況を点検・確認している。『学校法人東京歯科大学中期計画』については、＜基準Ⅳリーダーシップとガバナンス＞の項において詳細に述べる。

【ラウンジに掲示した「建学の精神」と「教育目的・目標、3ポリシー」】



建学の精神

『ヒューマニズム』

を尊重した教育理念

東京歯科大学の建学者血脇守之助先生の言葉『歯科医師である前に人間たれ』は、知識や技術だけでなく人間的に優れた歯科医師を養成しようとする『ヒューマニズム』を尊重した教育理念です。

東京歯科大学短期大学は、この教育理念を継承して建学の精神としています。本学は建学の精神を基にして社会の要請に応えることのできる人間性豊かな歯科衛生士を養成します。

東京歯科大学短期大学の建学の精神、教育目的・目標、3ポリシー及びコンピテンシー

1. **建学の精神**
『ヒューマニズム』を尊重した教育理念
2. **教育目的・目標**
東京歯科大学短期大学は、「教育基本法」及び「学校教育法」のつとめ、建学の精神に基づいて、高齢社会の進展をふまえ、変化する社会のニーズに応えることのできる高度な専門的知識、技能・技術および豊かな教養と高い人格とを備えた歯科衛生士を育成することを教育目的とする。
教育目的を達成するために、学生一人ひとりがカリキュラム・ポリシーに基づき設定されたカリキュラムの学修に主体的に取り組み、コンピテンシーを積み重ねディプロマ・ポリシーに示した人材に到達するために必要な知識・技能・態度を修得することを教育目標とする。
3. **ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）**
カリキュラム・ポリシーに基づき構築された各授業科目に合格することによりコンピテンシー（学修成果）を修得したものと認定する。一つひとつの授業科目に合格し、コンピテンシーの修得を積み重ねることにより、最終学年において全ての授業科目に合格することにより、本短期大学が示すディプロマ・ポリシーに示した人材に到達した者として学位を授与する。
1) 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材
2) 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材
3) 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材
4) 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の様々な場に対応できる人材
4. **カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）**
1) 歯科衛生士業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導の専門性を高めるために、時代に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技術を修得する。
2) 高齢社会において、楽しく、美味しく、安全な食事を支援するためには、食べる機能を担う口腔機能の維持増進が重要という考えから、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能と態度を修得する。
3) 医学歯学のみならず、福祉など幅広い分野を学び、これらを統合して身につけることによって、医療・福祉の各領域の視点を持ちつつ、多職種と協働しながら、歯科衛生士の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得する。
5. **アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）**
歯科衛生学の知識や技術を教育するだけではなく、医療人としての高い倫理観や他者を思いやる豊かな人間性、更には幅広い教養を育み、知識、技能、態度のバランスの取れた医療人の育成を目指しています。向上心を持ち、将来、我が国の歯科医療・保健・福祉に広く貢献しようとする意欲があり、歯科衛生士を修得するための基礎学力^①を有する学生を受入れます。
1) 向上心……自身の掲げる目標に向かって、一歩一歩着実にステップアップすることができる。自分の行動を分析して次の行動に活かすことができる。
2) 意欲……歯科医療・保健・福祉を通じて社会に貢献しようとする意欲を持っている。進歩する歯科医療に対し、継続して学修していこうとする意欲を持っている。
3) 基礎学力……入学後の学修に必要な基礎学力を備えている。

6. **コンピテンシー（行動特性・能力）**
ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）を満たすための要素として、コンピテンシー（行動特性・能力）を「学修成果」と位置付けてディプロマ・ポリシーと関連付けて示しています。
1) **アイデンティティ・人間力**: 建学の精神である『ヒューマニズム』を尊重した教育理念を理解し、幅広い教養と深い感性を身に付け行動する。
2) **倫理に基づく行動力**: 医療人として、法と医療倫理を遵守するとともに高い倫理観に価値を置いて行動する。
3) **社会貢献力**: 地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4) **コミュニケーション能力**: 患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、状況に応じて相手を尊重して対話する。
5) **チーム医療・協働する力**: 歯科医師、医師、連携する全ての医療従事者や患者・家族に関わるすべての人の役割を理解し、チーム医療の担い手として協調・協働する。
6) **自己研鑽力**: 主体的に学び、他の医療従事者とともに研鑽しながら生涯にわたって自律的に学び続ける。
7) **問題探求力**: 課題の本質に目を向け問題意識を持ち探求する。
8) **プロフェッショナリズム・専門的実践能力**: 歯科衛生士としての社会的使命を自覚し、医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、臨床において実践する。

【ディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの対応】

ディプロマ・ポリシー	コンピテンシー（学修成果）							
	①人間力	②倫理に基づく行動力	③社会貢献力	④コミュニケーション能力	⑤協働する力	⑥自己研鑽力	⑦問題探求力	⑧専門的実践能力
1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材	○		○	○				○
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材	○	○				○	○	○
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材	○	○		○	○			○
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の様々な場に対応できる人材	○		○	○	○	○		○

前述の通り、本短期大学の建学の精神は、『ヒューマニズム』を尊重した教育理念である。これは東京歯科大学の建学者である血脇守之助が唱えた東京歯科大学の建学の精神である『歯科医師たる前に人間たれ』、すなわち歯科医師としての知識や技術だけではなく、社会性、国際性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成しようとする教育理念を本短期大学設立時に継承したものである。令和5年度認証評価を受審後、改めて建学の精神の確認作業を行った。

血脇の唱えた『ヒューマニズム』を尊重した教育理念とは、医療における知識、技術だけではなく人間性を重視した人材の養成を行なおうとするものである。現代の医療人教育

には、患者や他の医療者、これに係る全ての人に対して共感的態度が取れ、信頼関係を醸成し、それを生涯に亘って実践していくことができる能力を身につけた人材の養成が求められている。これは、豊かな人間性と高度専門職業人としての知識・技能・態度の調和のとれた人材の養成を行う本短期大学の建学の精神である『ヒューマニズム』を尊重した教育理念と合致している。これらのことから本短期大学の建学の精神は適切・妥当であると考えている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

歯科衛生士の担当する領域は、時代とともに変化、拡大していることから、これに対応するため日頃からの情報収集やその実際を教授・経験させることは非常に重要である。この点を踏まえ、同窓会では、社会で歯科衛生士として活躍している本短期大学卒業生（前身の歯科衛生士専門学校卒業生を含む）を対象として、時代のニーズをいち早く取り入れたテーマで、知識と技能の修得を目的とした卒後研修セミナーを毎年開催している。同窓会が主催する卒後研修セミナーは、本短期大学が専門学校であった当時から開催されており、講師として本短期大学教員が登壇するなど積極的な支援を行っている。

東京歯科大学と本短期大学は、令和 3（2021）年 3 月に新潟県糸魚川市との間でそれぞれ『東京歯科大学と糸魚川市との包括的連携に関する協定書』、『東京歯科大学短期大学と糸魚川市との包括的連携に関する協定書』を締結した。本協定の目的は、双方が包括的な連携のもと、人的・知的交流を通じて地域に根ざした多様な学びの機会を提供するとともに、教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することとしている。具体的な連携協力事項として次の事項をあげている。

- 1) 短期大学による高校生等を対象とした多様な学びの機会の提供に関する事項
- 2) 短期大学学生・専攻科学生による学校教育活動への支援に関する事項
- 3) 高等学校等と短期大学の教職員相互の交流・研修に関する事項
- 4) 糸魚川市民の歯と口腔の健康増進に関する事項
- 5) その他必要と認める事項

本協定に基づき、昨年度までは新潟県立糸魚川白嶺高等学校生徒向けにオンラインで行っていた授業を、令和 5（2023）年 9 月 21 日に、現地に出向いて行った。授業は介護福祉や医療系職種を目指すコースの生徒を対象に、歯科の専門的な知識や歯科衛生士の具体

的な仕事内容などをわかりやすい言葉を使って教授し、受講した生徒にとっての将来の職業選択の一助に資するものとなった。

本短期大学の位置する千代田区においても高齢化が進んでおり、特に医療・福祉の分野において、地域社会への対応が行政だけでは難しくなっている。本短期大学では、千代田区と連携して、高齢者や障がい者との適切なコミュニケーションを図るための知識・技能・態度の修得を目的としたボランティア入門講座を【演習Ⅰ】の授業の一環として取り入れている。本講座を受講後、本短期大学学生が在学中に千代田区で行う事業にボランティアとして参加することも目的の一つとしている。建学の精神を根本とした地域社会への貢献のあり方を具現化しようとするものである。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

建学の精神は、本法人全体に共通するものであり、『歯科医師たる前に人間たれ』との普遍的な哲学を根底とした『ヒューマニズム』に根ざした人材養成は、世代を超えた哲学として新設の本短期大学にも継承されたものである。入学志願者向けには、建学の精神に基づいた三つの方針やミッションステートメントを大学案内やホームページに掲載して広く公開するとともに、入学者には、1年次に開講する歯科衛生学概論において学長自ら講義、説明しており、大学が行う行事・イベントでも説明していることから、本短期大学が建学の精神にのっとり養成する歯科衛生士像は年次を重ねるごとに、理解が深まっているものと思われる。

引き続き学生個人が、カリキュラムの中で建学の精神を感じとり、これを基に将来の目標と歯科衛生士としてのキャリア形成に活かしていけるようカリキュラムの更なる充実を目指している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

<基準Ⅰ-A-1の現状>に記述したとおり、本法人の設置する東京歯科大学は、歯科医学教育において130年を超える本邦最古の歴史をもち、開学以来、我が国における歯科医学および歯科医療の進歩・発展に尽力してきた。『歯科医師たる前に人間たれ』という言葉に集約されるように、知識や技術だけでなく、社会性、国際性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成しようとする『ヒューマニズム』を尊重した教育を本短期大学においても実践している。

本短期大学では、建学の精神を根底として定められた教育目的・教育目標に基づき策定された三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を不断の点検を行いながら日々の教育を行っている。その結果、学修成果としての歯科衛生士国家試験においての高い合格率に結びついている。

令和5年度認証評価において、建学の精神、教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー、学修成果の関係について指摘を受け整理した。詳細は[基準Ⅰ-B 教育の効果]において記す。

高等教育機関としての地域・社会への貢献については、令和3（2021）年3月に新潟県糸魚川市との間で『東京歯科大学短期大学と糸魚川市との包括的連携に関する協定書』を締結した。これは東京歯科大学の同窓の仲介により実現したもので、東京歯科大学と本

短期大学が共同で協定を締結したものである。地域・社会に対して歯科大学・医療系大学として今後どのような貢献ができるかについて試金石となるものと考えている。本協定に基づき、糸魚川市行政と定期的な協議を行っている。なお、新潟県立糸魚川白嶺高等学校生徒向けの出張授業については、令和4年（2022）度まではオンラインで実施していたが、今年度は現地に赴き、9月21日に東京歯科大学と協働で実施した。

この他、東京歯科大学、本短期大学のメインキャンパスが位置する千代田区と連携した「ボランティア入門講座」を、授業の一環として令和4（2022）年度に開講した。本講座は医療人として生涯にわたり社会貢献を行っていくための動機付けと位置付けている。また、千代田区の包括的な活力向上を目指し、高等教育機関が連携して様々な課題を解決することを目的として、千代田区内に所在する大学（11大学[※]）が千代田区との間で締結している『千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定』に、本短期大学および東京歯科大学の新規加入が令和5年1月20日付けで、既参加11大学および千代田区により承認された。今後は、これらの既参加の大学と連携しながら地域・社会に貢献していくこととしている。

※参加11大学：明治大学、大妻女子大学、共立女子大学、城西国際大学、上智大学、専修大学、東京家政学院大学、二松学舎大学、日本歯科大学、日本大学、法政大学

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本短期大学は、建学の精神である『ヒューマニズム』を尊重した教育理念に基づき、社会のニーズに高いレベルで応えることのできる歯科衛生士を育成することを教育目的として学則に謳っている。本短期大学学則第1条には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな教養と高い人格とを備えた人材を育成し、歯科衛生士に必要な、かつ、高度な学芸を教授研究するとともに、口腔保健を通じて人類の福祉に貢献すること」と謳い、同第43条には「専攻科は、学科における基礎的知識に基づき、更に専門的知識と高度な技術を教授し、歯科保健医療の発展・向上に貢献する人材を養成することを目的とする」と謳っている。教育目的を達成するために、学生一人ひとりがカリキュラム・ポリシーに基づき設定されたカリキュラムの学修に主体的に取り組み、コンピテンシーを積み重ねディプロマ・ポリシーに示した人材に到達するために必要な知識・技能・態度を修得することを表育目標としている。本短期大学は、歯科衛生士養成機関であり、教育目的・目標は明確であり、建学の精神に基づき確立している。

本短期大学の教育目的・目標は、ホームページ「大学案内」、東京歯科大学短期大学案内および東京歯科大学要覧に記載し、学内外に表明している。学生に対しては学生便覧等の他、入学時のオリエンテーション、臨床・臨地実習オリエンテーション等で説明、周知を図っている。また、学生ラウンジの見やすい場所に建学の精神と三つの方針とともに掲示し、学生と教員が日常的に確認できるよう努めている。ステークホルダーである保護者向けには、入学時の修学指導説明会および年に一度後期に保護者説明会を開催して、本学の修学指導方針とその評価に関して説明、周知を図っている。学生の修学指導は、大学と保護者が同じ認識のもと協働して行うことが重要であると考えており、機会あるごとに保護者に理解を深めてもらうよう努力をしている。更には、入学志願者およびその保護者に対しても、オープンキャンパスや入試説明会を通して説明し、本短期大学の教育目的・目標について理解が深まるよう努めている。

本短期大学では、教育目的、目標を、具体的な到達目標として日々の学生教育に取り組んでいる。また、教育内容・教育カリキュラムは、建学の精神に基づき、教育目的、目標に到達できるようカリキュラム・ポリシーにのっとり構築されており、これらにより養成された本短期大学卒業生が、地域・社会の要請に役立っているかについては、卒業後の進路・就職先にアンケート調査を実施しており、アンケート結果から学修成果や教育カリキュラムに対しての課題等について検証している。また、令和3(2021)年度からは、本短期大学の教育活動全般について、地域社会・産業界の有識者に点検・評価を依頼してお

り、その評価、意見を参考にして学務委員会において検討、改善に繋げていく取組を開始した。このような取組を継続して行うことで、地域・社会からの評価を直接受けることが出来、社会からの要請を教育活動に迅速に反映させていくこととしている。

【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

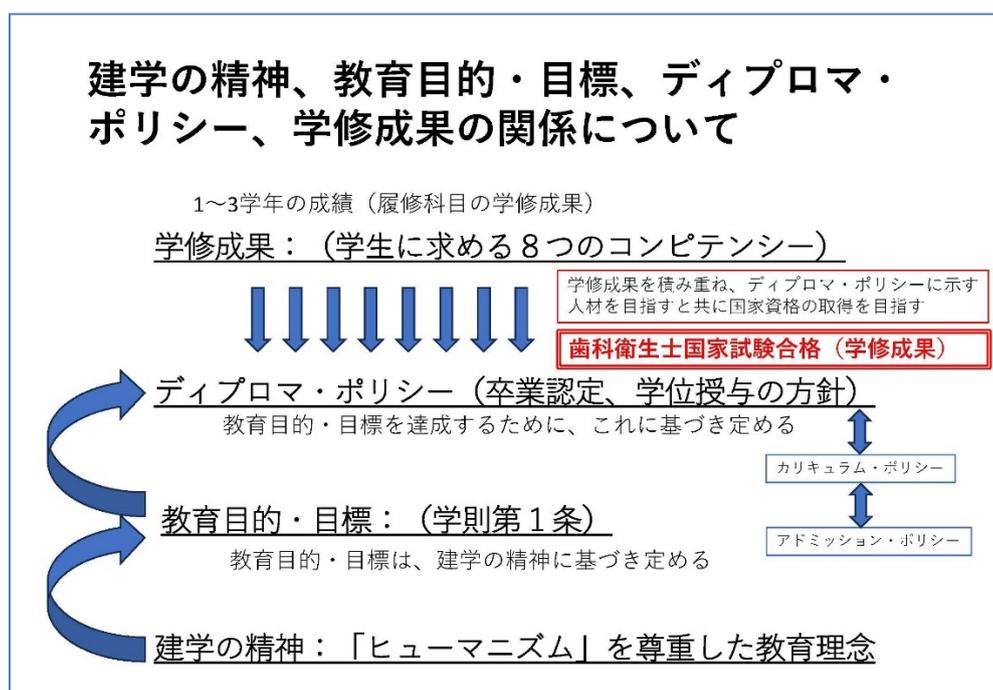
本短期大学における一義的な学修成果は歯科衛生士国家試験に合格することであり、最終的にはディプロマ・ポリシーに示された人材となることである。この学修成果にたどり着くまでの道筋がカリキュラムである。カリキュラムは建学の精神に基づき策定されたカリキュラム・ポリシーにのっとり作成されており、これをガイドするのが授業要覧（シラバス）である。シラバスには、本短期大学で開講される全ての授業科目について、その内容が詳細に記載されている。本短期大学では、医歯薬学教育ではスタンダードとなっているカリキュラムプランニングの手法を開学時より導入しており、学生を主語として当該授業科目の一般目標（GIO：General Instructional Objective）、行動（学修）目標（SBOs：Specific Behavioral Objectives）、（学修）方略（LS：Learning Strategy）、評価（EV：Evaluation）が示されている。本短期大学では『学生に求める 8 つのコンピテンシー』を学修成果としてディプロマ・ポリシーと関連付けて定めており、授業科目ごとに学修成果を具体的に示している。各授業科目に合格することによりコンピテンシーに示す学修成果を修得したものと認定する。一つひとつの授業科目に合格し、学修成果（コンピテンシー）の修得を積み重ねることにより、最終学年において全ての授業科目に合格することにより、本短期大学が示すディプロマ・ポリシーに到達した者として学位を授与する。シラバスは学修成果にたどり着くまでの道筋を示すものである。令和 2（2020）年度に授業要覧（シラバス）の様式変更を行い、授業の予習・復習（事前学修・事後学修）の内容を提示することとした。これは、学生が授業要覧（シラバス）を確認することで、受講科目の授業内容や目的、学修しなければならない知識、技能、態度をあらかじめ把握することで、自主学修の習慣形成に結びつけようとするものである。

学修成果の評価については、前項<区分 基準 I-B-1 の現状>においても述べたが、入学時の修学指導説明会および年に一度後期に保護者説明会を開催して、本学の修学指導方針とその評価に関して説明、周知を図っている。特に、学修成果を評価するための定期試験については、8割以上の当該科目の授業への出席が受験資格となることから、保護者に対して授業に欠席することがないよう協力を要請している。

本短期大学は東京歯科大学歯科衛生士専門学校における歯科衛生士養成期間も含め、歯科衛生士国家試験が施行されて以降、直近の第 32 回歯科衛生士国家試験に至るまでの全期間において、受験者を全員合格させている。これまでに不合格者を出していないこと

は、学生全員の学修成果が目標レベルに到達していることを表しており、各種媒体やホームページに掲載して、学内外に公表している。また、学修成果が高い成績上位学生に対しては、学年修了時に『東京歯科大学短期大学特別奨学金規程』にのっとり、特別奨学生選考委員会において、学年修了時の成績優秀者を選出して、教授会で審議し、学資の一部を給付し日々の勉学への努力に対し表彰している。また、卒業時に成績が優秀である学生には、卒業式の壇上で学長より表彰状を授与している。これらについては、東京歯科大学広報に掲載して公開している。

建学の精神、教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー、学修成果の関係について図に示す。



専攻科修了者は、歯科衛生士として指導的立場を担い、また、学生教育や歯科衛生士の資質と社会的地位の向上を目指し、国民の口腔健康管理に貢献すべく多方面での活躍が期待されている。令和5(2023)年度までに歯科衛生学専攻を修了した学生は全員が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等の資格となる学士(口腔保健学)を授与されている。修了生の中には、大学院修士課程へ進学、博士課程へ進学しようとする者もあり、新たな歯科衛生士としての可能性を切り開いている。

本短期大学における学修成果の点検については、学校教育法の短期大学の規定および短期大学設置基準等、関連法令に照らし合わせ、定期的に点検している。学校教育法第108条には、『～深く専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。』とあり、<区分 基準 I-C-2 の現状>において詳記するが、本短期大学では、多角的、多面的な視点から学修成果の査定(アセスメント)を行い、三つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)が適切に機能し、この方針に基づき教育カリキュラムが適切に機能しているのかを測定・評価しており、IR活動などで得られたデータについてはホームページなどを通して公表している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本短期大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針について、建学の精神に基づき策定しており、短期大学の目的・目標を実現するための方針として一体的に定めている。

建学の精神に基づきディプロマ・ポリシーにおいて、

1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の種々な場に対応できる人材

の4項目を卒業時における人物像として具体的に示している。これに加え、専攻科修了の認定に関する方針として、

5. 歯科保健の提供とともに、教育・研究者の道を進むことのできる人材

を定めている。

こうした人材育成を行うための教育カリキュラムの編成および実施方針をカリキュラム・ポリシーとして定めている。これらのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいては、本短期大学の教育目的である『高齢社会の進展をふまえ、変化する社会のニーズに応えることのできる高度な専門的知識、技能・技術および豊かな教養と高い人格とを備えた歯科衛生士を育成すること』から、その素養をもった入学者を選抜する観点に立ち『向上心』、『意欲』、『基礎学力』を備えた者を受け入れる旨定めている。本短期大学の入試選抜方法は、文部科学省高等教育局長通知「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月通知）」にのっとり、学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価するよう入学者選抜方法等について抜本的な見直しを行った。令和4（2022）年度入学者選抜においては、他学に先駆

け総合型選抜を導入、エントリーシート、調査書等の提出書類の評価に加え『聴講記述試験』を実施して、面接試験と合わせて、アドミッション・ポリシーに合致した入学者を選抜している。[聴講記述試験：講義を聴講し、その内容に関する設問に対し、理解力、分析力、論理的思考力、文章表現力、基礎的知識等を評価する。] その他、学校推薦型選抜、学士選抜、一般選抜においても実施方法に工夫して、アドミッション・ポリシーに合致した入学者を選抜している。このように本短期大学では、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本法人の設置する東京歯科大学は、教育・研究の更なる発展、人材の確保・育成、財務、交通の利便性等、大学を取り巻く環境を総合的に検討の結果、次世代への継承と発展を目指して、平成 25（2013）年に大学機能を千葉キャンパスから水道橋キャンパスへの移転を実施した。これまで本法人では、東京歯科大学歯科衛生士専門学校を設置して、千葉キャンパスにおいて歯科衛生士教育を展開してきたが、東京歯科大学の大学機能の移転を契機に、歯科衛生士教育においても、東京歯科大学との一体的な教育体制、教育・研究の発展などの総合的な観点から、水道橋キャンパスへ移転への機運が高まった。本法人理事会（第 692 回・平成 27（2015）年 2 月 24 日および第 693 回・平成 27（2015）年 3 月 25 日開催）において、水道橋キャンパスに歯科衛生士教育のための短期大学設置について、審議・承認され、急ピッチで本短期大学設置に向けた準備が開始された。本法人では、昭和 23（1948）年の歯科衛生士法制定後、翌年に本短期大学の前身である東京歯科大学歯科衛生士学校を開設し、新制度のもとで歯科衛生士教育を開始しており、本邦における歯科衛生士教育の長い歴史と伝統を有している。これらを基に新たに歯科衛生学科を設置、短期大学新設に向けての「東京歯科大学短期大学設置認可申請書」を作成、平成 27（2015）年 10 月に文部科学大臣に提出した。当該申請書には、養成する人材像（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成の考え方及び特色（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針も示されている。この三つの方針を含む当該申請書については、本法人本部に設置された「短期大学設置検討委員会」において議論を重ねた上で、理事会（第 695 回・平成 27（2015）年 9 月 30 日開催、第 696 回・平成 27（2015）年 10 月 28 日開催）、評議員会（第 239 回・平成 27（2015）年 9 月 30 日開催）で審議、承認を経て提出された。このように本短期大学の三つの方針は、設置認可申請時に策定され現在に至っている。今後の課題等については、＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞に詳記するが、三つの方針を評価、点検するためのアセスメントプラン＜アセスメント・ポリシー＞にのっとり、定期的、継続的に学務委員会が主体となり、入学者選抜企画運営委員会、カリキュラム検討部会等関連委員会と連携・協働して見直しを図っていく。

本短期大学の三つの方針は、ホームページ、学生便覧、東京歯科大学短期大学校案内、東京歯科大学要覧等により学内外に表明、公開している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学修成果の最終的、社会的な評価は、歯科衛生士国家試験の合格率をもって行われることとなるが、学生に求める 8 つのコンピテンシー及びこれに関連付けられたディプロマ・ポリシーでは、より高い次元で活躍できる医療専門職である歯科衛生士を養成するこ

とを掲げている。歯科衛生士国家試験に合格することは当然として、コンピテンシーの修得を積み重ねディプロマ・ポリシーに掲げた人材を養成するための教育活動は、建学の精神および教育目的・目標に基づき策定されたカリキュラム・ポリシーにのっとり構築された授業科目・カリキュラムにより行われている。カリキュラム・ポリシーに対する評価は、各教科の学生の成績や学外実習先、臨床・臨地実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価、地域・社会からの評価など、多面的・多角的なデータを用いて行っているところである。これらの評価結果・データから明らかとなった課題や社会のニーズなどを把握した上で、更なる学修成果の向上と充実を迅速に反映していくため、教職員の能力開発（FD・SD活動など）および組織体制の強化を図っていく。

学修成果の可視化を通して、本短期大学が策定した三つの方針が適切であるかどうか、また、教育活動が三つの方針にのっとり適切に機能しているかの視点から学生が確実にディプロマ・ポリシーを達成できるようカリキュラムをマネジメントするため、短期大学（機関）レベル、カリキュラムレベル、授業科目レベル、学生レベルなど、それぞれのレベルでの学修成果を定期的に点検・評価し、継続的に改善していくことが必要である。本短期大学では、令和4（2022）年度に明文化されたアセスメントプラン＜アセスメント・ポリシー＞（学修成果の評価・改善の方針）に基づき点検・評価を行うことにより、教学マネジメントを確立させ、不断の教育改善に取り組んでいく。

【アセスメントプランの基本構成】

区分	入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 入学時(入学前) アドミッション・ポリシーで示した資 質・能力の適切性	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 在学中 カリキュラム・ポリシーに基づき設 計されたカリキュラムの適切性	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 卒業時(卒業後) ディプロマ・ポリシーで示した資 質・能力の適切性
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> 進級時の成績/GPA 進級率、留年率、退学率、休学率 卒業研究 歯科衛生士国家試験合格率 就職率・進学率 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生アンケート 就職先アンケート 高等学校との意見交換 有識者からの評価 	<p>上記の他、以下の各指標を総合的に分析して、学修成果の総括的な評価を行う</p>
カリキュラムレベル (1年次) (2年次) (3年次)	<ul style="list-style-type: none"> 各入学試験 基礎学力テスト 入試制度別成績/GPA 	<ul style="list-style-type: none"> 進級・卒業成績/GPA 総合学力試験(卒業試験) 臨床・臨地実習成績 進級率、留年率、退学率 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科衛生士国家試験問題分析 通算成績/通算 GPA 卒業生アンケート
授業科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> 科目評価 科目試験成績 出欠席 授業評価 シラバスチェック (DP との関連、達成度調査) 	

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

学修成果の最終的、社会的な評価は、歯科衛生士国家試験の合格率であるが、本短期大学においては、これまで卒業生全員が合格、新卒合格率 100%を維持している。これは本短期大学における教育の効果が目標レベルに十分に達しているものと評価している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本短期大学学則第 69 条第 1 項には、「本短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」と謳われており、これに基づき、平成 29 (2017) 年 4 月の開学後直ちに『東京歯科大学短期大学自己点検・評価委員会規程』を定め、「東京歯科大学短期大学自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を開始した。本委員会は、学長を委員長とし、副学長、若干名の専任教員、事務部長を構成員としている。本委員会における専任教員には、特に学生教育面での対応を強化するため、開学当初は教学部長（令和 4 (2022) 年 6 月の『東京歯科大学短期大学教学部規程』改正により、教務部長および学生部長）を充て、必要に応じてその他の専任教職員を選任している。令和 3

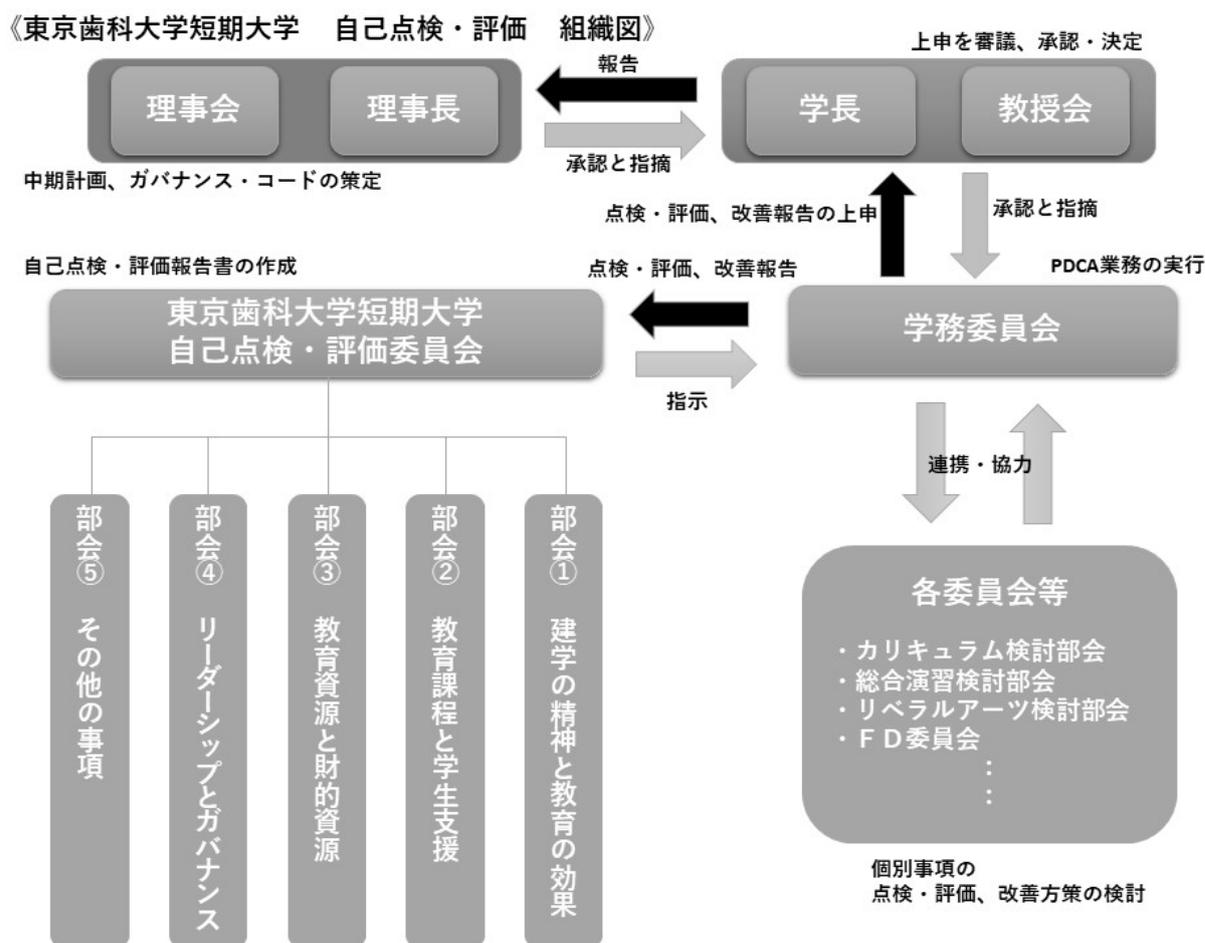
(2021) 年度までは、自己点検・評価委員会自らが、一般財団法人大学・短期大学基準協会が示す評価項目・基準にのっとり、学長のリーダーシップの下、本短期大学における教育および研究、組織および運営並びに施設管理等について自己点検・評価活動を行っている。開学後 2 年目の平成 30 (2018) 年度及び 4 年目の令和 2 (2020) 年度には、それぞれ 2 年分の結果をホームページに公開した。開学後 6 年目となる令和 4 (2022) 年度には、学内組織が発展的に整備され各種委員会における教育・研究活動が活発になってきたことから、実際の点検・評価活動については、自己点検・評価委員会から学務委員会に指示することとし、学務委員会は各種委員会と連携を取りながら、具体的な項目ごとに点検・評価活動を行うこととして、『東京歯科大学短期大学自己点検・評価委員会規程』および『東京歯科大学短期大学学務委員会規程』を改正した。学務委員会は関連する各種委員会と連協・協力しながら、具体的な点検・評価活動を行い、PDCA サイクルを機能させるとともに、全学的な教学マネジメントを遂行し、その結果を自己点検・評価委員会に報告、教授会に上申、承認を得るフローとした。学長は報告された点検・評価結果について理事長・理事会に報告する。

学務委員会は、その下部委員会であるカリキュラム検討部会やリベラルアーツ検討部会、臨床実習指導者委員会（臨床・臨地実習を実施する三つの東京歯科大学附属の医療施設ごとに設置）等と連携して、個別事項の点検・評価、改善方策の検討を行っている。なお、これらの委員会には、専任教職員を配置（本短期大学の教職員はいずれかの委員会に

所属)し、また、本法人全ての教職員の協力も得て点検・評価を実施することのできる体制を整備している。

開学7年目を迎えた令和5(2023)年度には、学校教育法で定められた認証評価を、初めて受審した。一般財団法人 大学・短期大学基準協会に「自己点検・評価報告書」を提出、令和6年3月8日付で、同協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから「適格」認定を受けた。なお、自己点検・評価報告書は適格認定を受けた後、直ちにホームページで公開している。

【自己点検・評価の組織図】



自己点検・評価の手法として、前述の各委員会からの意見聴取の他、学生に対する各授業・実習科目に対する授業評価や各種アンケート等を、年間を通して行い、包括的な評価結果を収集できるようにしている。各委員会からの意見や改善方策についての報告に対しては、年度途中であっても学生へのフィードバックが可能なものは随時改善を行い、学修成果の向上を図っている。また、学生による授業評価や各種アンケート等の結果については、担当専任教員へフィードバックを行い、次年度以降のカリキュラム改善に資するものとしている。

本短期大学では、地域において口腔衛生指導を行い、地域住民の健康管理に寄与できる歯科衛生士を育成することを目的とした特徴的なカリキュラムを和洋国府台女子高等学校

(千葉県市川市)の協力を得て展開しており、本短期大学学生が高校生を対象に臨地実習を行っている。この臨地実習に際し、引率教員が本短期大学の三つの方針に関しても意見を聴取している。更には、社会情勢により変化する地域・社会が求める歯科衛生士の役割について聴取し、社会情勢の変化に合わせた教育ができるよう努めている。また、学生募集に関しては学校推薦型選抜における指定校など、複数の高等学校を直接訪問し、本短期大学の教育方針等の説明とともに、高等学校での生徒の進学動向や進学に対する生徒の考え方の変化・実態を聴取するとともに本短期大学への要望等について意見交換を行っている。これら高等学校との連携、協力体制を構築することで、学生が本短期大学へ進学後、円滑に学生生活がスタートできるよう、修学(就学)指導の一助としている。高等学校から得られた意見については、三つの方針やカリキュラム全体の見直しの際に活用し、また教科ごとのシラバス作成にあたっては、円滑な高大接続となる学修順序の見直し等に反映させている。

本短期大学における自己点検・評価は、その結果に基づき学務委員会がPDCA業務を実行することになるが、その内容については毎週実施される本短期大学全ての教職員出席による全体ミーティングにおいて情報共有され、全教職員共通認識のもとで実行される。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本短期大学の使命は、社会のニーズに高いレベルで応えることのできる歯科衛生士を養成することである。そのための教育活動はその都度見直しを加えながら法令遵守の下に行われている。学校教育法、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則等の各種関係法令の変更に対しては、本短期大学事務部において、関係省庁等からの通達や事務連絡について、法人事務局および大学事務局とも連携を取りながら確認を行い、情報収集している。その中で、本短期大学に関連する通達や事務連絡を受領した場合は、関係委員会はもとより、全体ミーティングでの情報伝達を行っている。その上で、学則や各種規則等の改定を要する内容があった場合は、学内関係委員会、学務委員会、教授会で審議し、本短期大学の運営に支障を来さぬよう速やかな改定を実施している。

学修成果の査定(アセスメント)は、学生が履修する授業科目における科目試験の他、卒業試験などの総括的評価、進級者数・留年者数・退学者数・休学者数・卒業者数などの修学(就学)実態、学生による授業評価や各種アンケート、有識者による教育活動に関する点検・評価などから多角的、多面的な視点から行っている。

学修成果のアセスメント結果については、IRによる分析結果等を踏まえ、学務委員会、教授会にて報告・確認・点検が行われ、その結果については、次年度に対する授業要覧(シラバス)作成段階からの授業内容の見直しを図るよう、カリキュラム検討部会より

各授業担当者へフィードバック説明を行っている。本短期大学で行われる全ての授業科目は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にのっとり設計され、授業要覧（シラバス）には、当該授業科目に合格すると、どのコンピテンシー（学修成果）を修得できるかを明示し、コンピテンシーとディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の関連・対応を示して可視化できるようにしている。これまで本短期大学では、多角的、多面的な視点から学修成果の査定（アセスメント）を行い、三つの方針が適切に機能し、この方針に基づき教育カリキュラムが適切に機能しているかを測定・評価してきた。

本短期大学の入学から卒業までの教育活動について、教育効果の向上・充実を図り改善していくため「教育の質保証のためのPDCAサイクル」を以下のように活用している。

【教育の質保証のためのPDCAサイクル】

Plan：三つの方針に基づく目標設定

より質の高い歯科衛生士教育を実践するため、三つの方針の点検・確認を随時行いながら、目標設定を行う。効率の良い学修進度を構成するよう各授業科目においては、前年度の各種評価結果（授業評価、各種アンケート等）をもとにして、シラバス作成を行い、各種教材を準備する。

Do：カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく授業、実習の実施

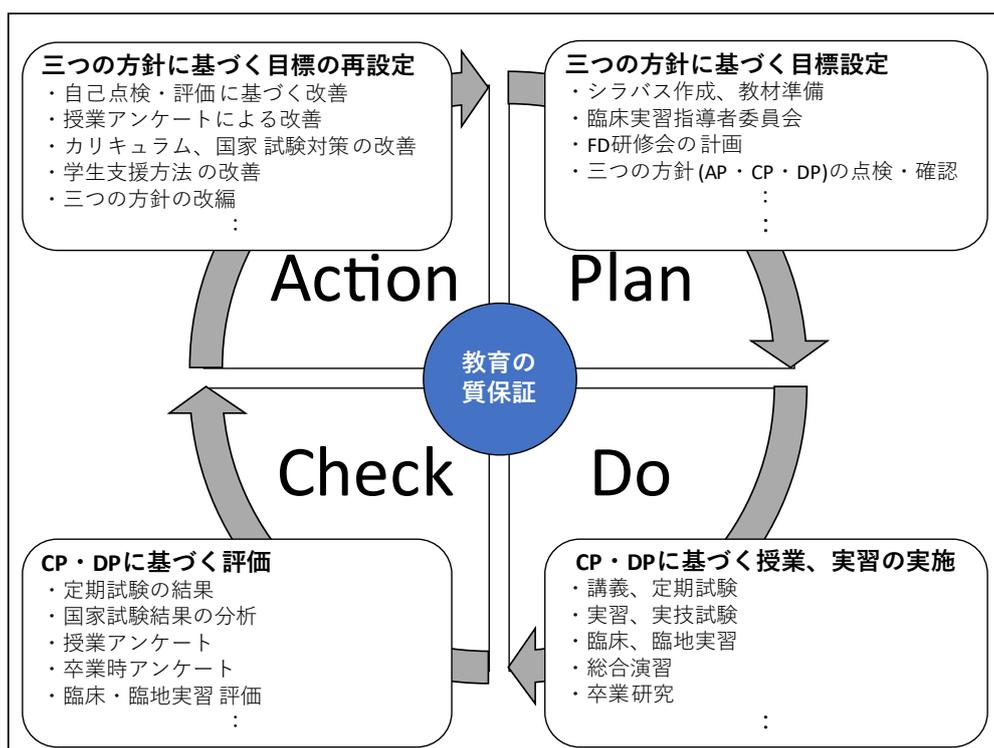
学生の能動的な学修活動への参加を促せるよう、可能な限りアクティブ・ラーニングの手法を活用した授業、実習を各科目担当教員と連携・実施する。

Check：カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく評価

定期試験結果、歯科衛生士国家試験結果の分析、学生による授業評価や各種アンケートを通じて評価を行い、各授業科目のより具体的な改善点や問題点を抽出する。

Action：三つの方針に基づく目標の再設定

抽出された様々な改善点や問題点に対して情報共有、改善を図り三つの方針に基づき目標の再設定を行う。社会からの要請に応えるため三つの方針の改編まで考慮する。



本法人では、今後の学校経営の在り方について、建学の精神、理念に基づき、教学と法人がそれぞれの長期的な展望を共有し、一体的な基本政策の策定および推進を行い、教育・研究の充実と経営面とのより一層の調和を図るため、令和 2（2020）年度から 5 年計画で「学校法人東京歯科大学中期計画」を策定した。

本中期計画では、「全体」「教育」「研究」「医療・社会貢献」「国際化」の 5 項目を重点目標とし、72 項目の行動計画を設け、それぞれ可能な限り目指す水準を設定し、年度ごとに進捗状況を把握するとともに、エビデンスを確認することとしている。各目標の達成に向けて理事長および学長のリーダーシップのもと、法人内のすべての部署と教職員が連携しながら定期的な点検と必要な改善を継続し、PDCA サイクルを十分に機能させることによって、本法人のさらなる発展を目指すこととしている。

また、本法人では、「学校法人東京歯科大学ガバナンス・コード」を定め、毎年度実施状況を点検し、その結果をホームページ上に公表している。本ガバナンス・コードは、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の遵守を含む、4 つの基本原則、8 つの遵守原則、10 の重点事項、89 の実施項目で構成されており、本ガバナンス・コードを基本原則として、教育・研究・医療・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、みずから強靱なガバナンス体制を構築するとともに、一層経営の透明性を向上させ、社会への説明責任を果たし、多くのステークホルダーからの信頼と理解を得続けられるよう努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本短期大学における自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会の役割、学務委員会、教授会、各種委員会との組織的な関係について、令和 4（2022）年度にこれまでの活動状況を勘案して、大幅な規程の改正を行った。このことから、より適切な内部質保証の確立を行えるような実施体制が構築できたと認識しており、自己点検・評価活動を継続して実施しながら、併せて本体制が円滑に機能できるのか検証していく予定である。

学修成果の査定（アセスメント）について、一つの事象（各授業科目等）に対するフィードバックはこれまで実施してきているが、各事象間の関係の分析等は不十分であったことから、『東京歯科大学短期大学教学部規程』第 1 条第 3 号に IR（Institutional Research）に関する内容を盛り込み、配置された専任教員を中心に、授業科目のアセスメント結果と入学者選抜試験結果との関係性等、複数の事象間の分析等を行い、内部質保証の充実化を図っていく予定である。現在、IR の役割を担うために配置された専任教員は、模擬試験結果の成績分析やオープンキャンパス（OC）にて行ったアンケートの集計・分析を行っている。今後は、IR として現在の成績分析やアンケート集計等を継続させつつ、前述した授業科目のアセスメント結果や入学者選抜試験結果との関係性等を分析し、内部質保証の充実化や学修成果の可視化に努めていきたい。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

学修成果の最終的、社会的な評価は、歯科衛生士国家試験の合格率であるが、本短期大学では、合格率 100%を継続して維持しており、教育目的である『高齢社会の進展をふまえ、変化する社会のニーズに応えることのできる高度な専門的知識、技能・技術および

豊かな教養と高い人格とを備えた歯科衛生士を育成すること』を高次元で達成している。これは本短期大学における教育の質を保証していると評価できるものと考えている。

高い国家試験合格率の維持には、座学は勿論であるが、本法人の3つの附属医療機関における臨床・臨地実習にあると言っても過言ではない。これらの実習においては、各附属医療機関の教員、職員の理解・協力によって成り立っている。各附属医療機関と本短期大学との意思疎通は、学生教育委にとって欠かせないものとなっているが、各附属医療機関とは月に一回の指導者委員会を開催して、より良い臨床教育となるよう情報を交換するとともに本短期大学の方針を伝達している。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本短期大学では、卒業生アンケート、就職先アンケートや実態調査、授業評価など、その結果から多くの指標を得ることのできる取り組みを実施している。一方で、これまでこれらの結果を客観的に評価分析がなされてはいなかったのが現状である。また、新入生の学力を客観的に図るための本年度より基礎学力テストも導入し、その結果の分析・データの蓄積を開始した。

教育の質保証のため PDCA を活用することについて、今年度は、チェック項目として次の9つのアンケート、実態調査、IR（Institutional Research）による分析結果について客観的に評価して、これを記録することとした。

【令和5（2023）年度のチェック項目】

1. 卒業生アンケート（R5（2023）年度実施）<R4（2022）3月、R3（2021）3月卒業者>
2. 就職先アンケート（R5（2023）年度実施）<R5（2023）年3月卒業者>
3. 進級・卒業、留年、退学、就職率の状況（R4（2022）年度末）
4. 年度別進級時、卒業時の成績・GPAの比較（R2（2020）年度～R4（2022）年度）
5. 卒業時アンケート（R4（2022）年度卒業生）
6. 歯科衛生士国家試験結果（第32回）
7. 各学年の学修実態調査（R5(2023)年度実施）<R4(2022)年度、R3(2021)年度との比較>
8. 授業評価アンケート（R4（2022）年度実施）<R3（2021）年度との比較>
9. 基礎学力テスト（R5（2023）年度入学生）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後、今回の自己点検・評価及び機関別認証評価の評価結果等を踏まえ、令和7（2025）年度からスタートする本法人の次期中期計画に反映させ、毎年度その進捗状況の点検・確認を行い、PDCA サイクルを確実に機能させ、その結果の公表を通して、大学全体としての継続的な自己点検・評価体制のさらなる充実を図ることとする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本短期大学の教育目的は、建学の精神である「ヒューマニズムを尊重した教育理念」に基づいて、高齢社会の進展をふまえ、変化する社会のニーズに応えることのできる高度な専門的知識、技能・技術および豊かな教養と高い人格とを備えた歯科衛生士を育成することである。また、学生一人ひとりがカリキュラム・ポリシーに基づき設定されたカリキュラムの学修に主体的に取り組み、コンピテンシーを積み重ねディプロマ・ポリシーに示した人材に到達するために必要な知識・技能・態度を修得することを教育目標としている。カリキュラム・ポリシーに基づき構築された授業科目を履修しながら卒業するまでの学修の過程において身に付ける8つのコンピテンシーを定め、学生は授業科目を履修しながら学修成果としてのコンピテンシーの修得を積み重ね、卒業時にはディプロマ・ポリシーに示された人材となることを示している。

【学生に求める8つのコンピテンシー】

ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）を満たすための要素として、コンピテンシー（行動特性・能力）を「学修成果」と位置付けてディプロマ・ポリシーと関連付けて示している。

- ① アイデンティティ・人間力：建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマニズム」を尊重した教育理念・人本主義を理解し、幅広い教養と深い感性を身に付け行動する。
- ② 倫理に基づく行動力：医療人として、法と医療倫理を遵守するとともに高い倫理観に価値を置いて行動する。
- ③ 社会貢献力：地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
- ④ コミュニケーション能力：患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、状況に応じて相手を尊重して対話する。
- ⑤ チーム医療・協働する力：歯科医師、医師、連携する全ての医療従事者や患者・家族に関わるすべての人の役割を理解し、チーム医療の担い手として協調・協働する。
- ⑥ 自己研鑽力：主体的に学び、他の医療従事者とともに研鑽しながら生涯にわたって自

律的に学び続ける。

- ⑦ **問題探求力**：課題の本質に目を向け問題意識を持ち探求する。
- ⑧ **プロフェッショナリズム・専門的実践能力**：医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、臨床において実践する。

【ディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの対応】

ディプロマ・ポリシー	コンピテンシー							
	①人間力	②倫理に基づく行動力	③社会貢献力	④コミュニケーション能力	⑤協働する力	⑥自己研鑽力	⑦問題探求力	⑧専門的実践能力
1. 歯科衛生士として歯科疾患の～	○		○	○				○
2. 高齢社会の進展に伴い必要～	○	○				○	○	○
3. 医療、介護の総合的な確保が地域～	○	○		○	○		○	○
4. 教養と自己開発能力を～	○		○	○	○	○		○

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の種々な場に対応できる人材

学修成果に対する評価、卒業認定・学位授与の方針は、授業要覧（シラバス）および学生便覧に明示し、学生が各科目の授業内容を把握する際に、常に確認できるようにしている。

第3学年の卒業判定にあたっては、授業科目、臨床・臨地実習、卒業研究及び総合演習（卒業試験）に合格しなければならないと『東京歯科大学短期大学試験規程』に謳い公表するとともに学生に周知している。

実習・実技（臨床・臨地実習）についての合格基準は、配属された診療各科におけるミニマムリクワイヤメントの充足、実技試験および口頭試問に合格することである。合格点に足りない学生については、実習補充期間を設け、補充教育を実施し、これまで全ての学生が合格の評価を受けており、本短期大学の卒業認定・学位授与の方針の要件に合致するものと考えている。

本短期大学卒業生の歯科衛生士国家試験成績は、これまで全員合格を維持しており、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は社会的にも通用性があるものと考えている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、医療人・専門職業人としての基礎能力を有し、国民の健康を支援する人材を育成することを目指している。本短期大学は歯科衛生士養成機関であり、一義的な教育目標は歯科衛生士国家試験に合格しうる知識、技能、態度を教授、修得させることにあり、日進月歩で進展する医療・介護・福祉の

領域では教育においても柔軟かつ迅速に適応する必要があるため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）についても社会の要請に対応するべく定期的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

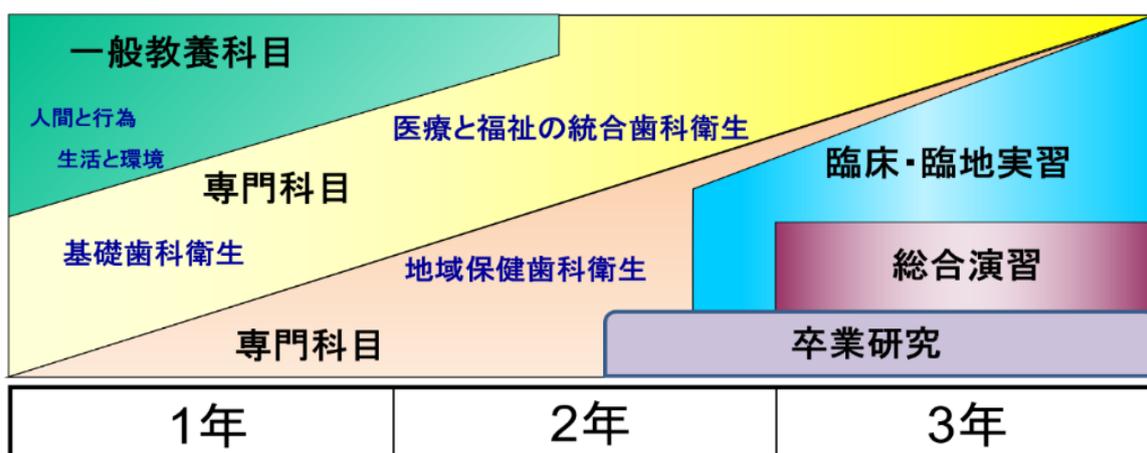
<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本短期大学は歯科衛生士養成機関であり、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、医療人・専門職業人としての基礎能力を有し、国民の健康を支援する人材を育成することである。これを基盤として、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

1. 歯科衛生士業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導の専門性を高めるために、時代に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能を修得する。
2. 高齢社会において、楽しく、美味しく、安全な食事を支援するためには、食べる機能を担う口腔機能の維持増進が重要という考えから、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能と態度を修得する。
3. 医学歯学のみならず、福祉など幅広い分野を学び、これらを統合して身につけることによって、医療・福祉の各領域の視点を持ちつつ、多職種と協働しながら、歯科衛生の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得する。

【東京歯科大学短期大学カリキュラムマップ・概念図】



本短期大学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに対応しており、短期大学設置基準にのっとり、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともにカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を体系的に編成している。まずは、歯科衛生士国家試験合格という明確な目標に到達するために、各教科を効率よく学修できるよう授業科目を編成している。また、知識、技能だけではなく、コミュニケーション能力と医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を修得することも考慮に入れて、臨床・臨地実習で実際に患者対応するまでに徐々に学修の深度を深められるよう段階的に科目を配置している。

具体的には、1年次には、一般教養科目、①専門科目<歯科基礎衛生>に重点をおいて配置し、②専門科目<医療と福祉の統合歯科衛生>及び③専門科目<地域保健歯科衛生>を開始する。2年次には、①から③の3つの分野の専門科目を前期まで配置し、後期は臨床・臨地実習を配置している。3年次には、前期に臨床・臨地実習、卒業研究、総合演習を配置している。これらの科目は密接に関連しており、修得すべき順序など担当教員間で定期的に確認している。これらの科目編成については、東京歯科大学短期大学カリキュラムマップで公表している。昨今、フレイル予防のために、歯科衛生士は、歯・口腔と栄養について多職種との緊密な連携の必要性が高まっている。このような状況に対応できるようになるために、令和5(2023)年度のカリキュラムから「臨床栄養学」を新規科目として導入した。チーム医療における多職種連携では、原疾患の病態はもちろん栄養状態の評価や栄養療法の種類や選択に関する情報共有が必要であり、最低限の知識が求められる。療養中に経口摂取や一部の栄養素の摂取が制限される病態を把握しておくことは、経口摂取の再開に向け、歯科衛生士としてできる支援方法を検討する上でも必要である。これらを修得することで、高齢社会の進展に伴う医療の変化に対応した専門職として、多職種と協働して歯科保健医療を提供するために必要な基礎知識の根幹とする。栄養評価、管理方法の基礎知識については管理栄養士、疾患の特性と栄養管理の関連については、市川総合病院内科系診療科の医師が授業を担当している。その他、本短期大学では、カリキュラム・ポリシーに掲げた多職種連携や地域包括システムに対応した多くの講義科目を開講するとともに実習科目を展開している。

本短期大学は単位制ではあるが学年制を採っている。学科の特性から専門性の高い科目が殆どを占めており、2年次および3年次は全ての科目が必修となっている。一方で1年

次の一般教養科目において選択科目を配置しており、学修意欲のある学生の中には、大学の想定する科目数よりも多く履修登録をする者もあり、学修意欲が逆に負担となっている状況も見受けられた。これに対応するため、令和4（2022）年10月1日付で、『東京歯科大学短期大学授業科目及び履修単位数等に関する規程』を改正して、1年次での履修できる単位数に上限を定め、いわゆるキャップ制を導入した。

学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、その基準を『東京歯科大学短期大学試験規程』により学生に明示するとともに公表し、当該基準にのっとって適正に行われている。

学生の成績は10点満点法で評価しており、各科目で6.0点以上を合格としている。各学年で履修した全科目の平均が6.0点以上であり、かつ6.0点未満の科目が3科目未満である者を進級させることとしている。また、3年次においては、授業科目、臨床・臨地実習、卒業研究及び総合演習（卒業試験）に合格した者を卒業させることとしている。なお、学年の進級時にGPA（Grade Point Average）制度による基準により退学勧告を含めた修学指導を行うこととしており、卒業判定においても3年次のGPAがS,A,B,Cであることを要件としている。卒業試験問題の出題については、各科目担当者がこれまでの歯科衛生士国家試験問題を詳細に分析し作問したものを、総合演習検討部会でブラッシュアップを行い、学力を客観的に評価することができている。なお、令和6（2024）年度入学生から学力の底上げを目的として各科目の合格点を6.3点に変更した。

カリキュラムは、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて綿密に構築されており、それらの詳細は授業要覧（シラバス）に記載されている。授業要覧（シラバス）にはコンピテンシー（学修成果）、ディプロマ・ポリシー、教科の特徴、教科書、参考書、一般目標、行動目標、学修方略、学修評価、事前学修と事後学修とその評価、教科書、参考書、オフィスアワー、出席の取扱いなどが明記されている。また、各科目の関連、学修順序等についてナンバリングを打っている。各科目の授業ごとの到達目標および修得できるコンピテンシー（学修成果）を明記することにより、学生は授業・演習・実習の内容を把握し、受講後、自己評価を行うことにより、さらなる学修効果を高めることに繋がっている。また、オフィスアワーを明記して、担当教員に質問しやすい環境を整えている。シラバスは年度始めに印刷して学生に配付すると同時に学生ポータルに学年別に掲載し、学生が活用しやすいように配慮している。具体的な活用方法についても入学時に説明を行い、事前に情報収集するよう指導している。なお、本短期大学には通信による教育を行う学科・専攻課程の設置はない。

本短期大学のカリキュラムは、一般教養科目と専門科目とでバランスよく編成している。一般教養科目は、人格形成のための教育、普遍的な教育である。専門科目は医学の進歩、医療・介護・福祉に関する法制度の改正、少子・超高齢社会の到来など社会情勢、外的環境の変化によりの確な対応が必要となる。本短期大学は歯科衛生士養成機関であり、医療人・専門職業人としての基礎能力を有し、国民の健康を支援する人材を育成することを目指しており、時代の要請に適合した教育課程の編成が必要であるとの認識を常に持っている。これらのことから学生へ提示するシラバスへの記載内容、記載方法についても、毎年、見直しと改善を行っている。

〔専攻科歯科衛生学専攻〕

学則第 52 条に「専攻科に 1 年以上在学し、規定する単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。」と定めている。専攻科研究を行ってレポート（学修成果）をまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位授与申請を行う。本短期大学を卒業した学生は、短期大学における卒業研究を発展させレポートを作成しているが、他養成校から進学した者等、卒業研究の科目を履修してきていない者には、別に補講を行って、研究テーマの設定とレポート作成をサポートする体制をとっている。研究担当の指導教員は、原則として研究領域に応じた業績を有する専任の教員が担当している。修得単位とレポート（テーマ設定と内容の水準）が審査され、学位授与試験に合格すると、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から 4 年制大学卒業と同等の資格となる学士（口腔保健学）が授与される。

専攻科では、歯科衛生学科で修得した基本的な知識と技術を基盤として、最新の医療技術や歯科衛生士の主要業務である歯科予防処置、歯科診療補助および歯科保健指導に対する歯科衛生士の概念を学修・研究することが可能な、包括的なカリキュラムの編成や授業形態を取り入れている。また、東京歯科大学は公益社団法人日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士の研修（「医科歯科連携・口腔機能管理コース」）を委託されており、本短期大学教員も講師として参加し、附属の市川総合病院で毎年実施・開催している。当該研修のノウハウを活かし、研修会で実施するグループディスカッションを模した授業を行った上で、総合病院での臨床実習で周術期における口腔健康管理に関して実践に即した知識と技術を教授するとともに、各自の将来像を構築する機会を提供している。臨床実習は 2 科目を設定しており、チーム医療特別実習では医科と歯科とが連携してチーム医療を学ぶことが出来る大学病院等において、臨床臨地特別実習とは別のカリキュラムとして実施している。

専攻科【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

1. 変化の激しい社会のなかで、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力を養い、豊かな人間性や高い倫理観、多彩な表現力などを育むために、人間や社会を総合的に理解する幅広い教養と知識を修得する。
2. 医療現場では人が各々個別の特性を持ち、単純想起としての知識だけでは対応できないことを学び、問題を発見し、解決する自己開発能力を身につけるために必要な知識・技能・態度を修得する。
3. 常に変化し続ける社会背景や法制度に対応しながら歯科衛生士として歯科医療保健を提供するにあたり、学術的な裏付けを自ら探求することができる教育・研究者として必要な、基本的な知識・技能・態度を修得する。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本短期大学の学則には、「豊かな教養と高い人格とを備えた人材を育成すること」が謳われており、カリキュラムにおいては、知識、技能だけではなく、コミュニケーション能力と医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を修得することを考慮した編成となっている。これは短期大学設置基準による「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること」に基づき、一般教養科目を充実させているものである。1年次に「人間と行為」、「生活と環境」、「外国語」の3つの分野で構成された一般教養科目を開講して、専門職業人である歯科衛生士としての人格形成に資するものとして位置付けている。

専門科目の学修の基盤には、一般教養科目の多くが関わっており、それらとの関連性については、授業要覧（シラバス）にディプロマ・ポリシーとの関わりとともに記載している。

教養教育の効果を測定する取り組みとして、全授業終了後に学生による「授業評価アンケート」を実施している。その評価結果を各教員にフィードバックし、授業内容や方法等の改善に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本短期大学の学則には、「歯科衛生士に必要、かつ、高度な学芸を教授するとともに、口腔保健を通じて人類福祉に貢献すること」が謳われている。これは短期大学設置基準にある「学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」によるものである。

本短期大学は高度専門職業人である歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士に必要な知識、技能、態度の修得には教養教育も含め体系的な教育課程を編成していることをカリキュラムマップにより示している。また、3年次に開講する科目「キャリアデザイン」においては、『歯科衛生士として将来の目的意識を明確にして職業観を身につけること』を学修目標とし、学生自身が将来を主体的に考える機会となっている。学生が歯科衛生士免許（国家資格）を取得後の歯科衛生士としてのイメージを思い描くことができるよう、現在、各分野で活躍している経験豊富な歯科衛生士をゲストスピーカーに招聘している。ゲストスピーカーからは、現在の多様な業務内容、これまでの経験やライフスタイルのことなどの講演が行われ、学生は実務者から直接話を聞くことで、歯科衛生士免許取得後の選択肢は多種多様であることを知ると同時に、歯科衛生士を目指す上でのモチベーションを上げる機会ともなっている。

【令和5（2023）年度キャリアデザイン・ゲストスピーカー一覧】

講義日	時限	ゲストスピーカー		テーマ
		勤務先・職	氏名	
6月1日(木)	1	訪問診療(フリーランス)	篠原弓月	訪問歯科で活躍する歯科衛生士
	2	文京区保健衛生部	松本三善	行政で活躍する歯科衛生士
6月8日(木)	1	ウエルテック株式会社	三矢真輝子	企業で活躍する歯科衛生士 ①
	2	亀田クリニック歯科センター・主任 歯科衛生士	蓮池祥江	総合病院で活躍する歯科衛生士①
6月29日(木)	1	(株)ビーブランド・メディコーデンタル	遠藤美恵子	企業で活躍する歯科衛生士 ②
	2	小林歯科医院	小林明子	歯科医院で活躍する歯科衛生士
7月20日(木)	1	東京歯科大学市川総合病院コ・ デンタル部・主任歯科衛生士	大屋朋子	総合病院で活躍する歯科衛生士②

職業教育の効果の測定・評価については、卒業判定後直ちに実施される歯科衛生士国家試験の合格率と就職率が、社会的評価であり測定可能な指針の一つである。本短期大学においては、前身の専門学校時代も含めて、令和6（2024）年3月実施の第33回歯科衛生士国家試験まで、全ての卒業生が合格、国家資格を取得しており、加えて高い就職率を維持していることから職業教育としての質は担保されているものと考えている。

高い国家試験合格率を維持するため、出題基準や出題問題の分析等を行い関連科目教員にフィードバックしている。また、卒業生の就職先に就業状況のアンケートを実施して、教育課程に対する要望等を聴取しカリキュラム改善に繋げている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーには、向上心、人間性、基礎学力に関する方針を明示しており、本短期大学に入学後、学修や実際の臨床の現場での実習を受けるために必要な要件で

ある。学生募集要項にはアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）として記載している。本短期大学は医療系専門職である歯科衛生士養成機関であることから、入学後は医療専門職に求められる専門科目を中心に学修が進められていく。また、歯科衛生士としての知識、技能、態度を総合的に修得するための臨床・臨地実習が実施される。臨床・臨地実習には、知識、技能だけではなく、医療専門職として患者一人ひとりに向かい合うための人間としての優しい気持ち、病める人に寄り添い思いやりを持ったコミュニケーション能力が必要であり、アドミッション・ポリシーは、これらの学修成果に対応している。

【アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）】

常に向上心をもって、医療人としての倫理観と高い人間性を追求し、国民に信頼される専門的な知識と技能を備えた歯科衛生士を養成しています。

このため、向上心を持ち、国民に貢献する意欲があり、歯科衛生士にとって必要な歯科医学を修得するための基礎学力のある女子を受け入れることとしています。

直接入学志願者が入手できる冊子・印刷物として「学生募集要項」及び「東京歯科大学短期大学案内」を用意しており、アドミッション・ポリシーを詳細に示している。また、一般向け及び入学志願者向けに公開しているホームページには、本短期大学の教育方針として、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、コンピテンシー（学修成果）を掲載している。「学生募集要項」、ホームページには、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

令和6（2024）年度入学者向けのアドミッション・ポリシーについては、求める能力として示す『向上心』『意欲』『基礎学力』の具体的な説明を加えるとともに入学者選抜方法と求める能力の評価の比重を新たに示すこととし、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示した。

令和6（2024）年度入学者選抜において実施する選抜方法は、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、学校推薦型選抜（指定校制を含む）、学士選抜、一般選抜の4つの区分であり、全ての選抜区分ともアドミッション・ポリシーに基づき実施した。全ての入試区分において入学試験出願時には、出身高等学校からの調査書（学士選抜においては出身大学・短期大学が作成した成績証明書）を提出させ、入学前の基礎学力の把握に活用しており、面接試験においては、コミュニケーション能力とともに向上心、学修・学習意欲などを確認している。

総合型選抜、学校推薦型選抜および学士選抜では、本短期大学入学を第1志望とする専願を要件としており、総合型選抜においてはエントリーシート（志望理由書）、学校推薦型選抜および学士選抜においては自己推薦書を提出させ、本短期大学を専願で志望する理由や自己アピールなどを記載させ、人物像や入学後の意欲などを確認する手段として評価・活用している。入学者選抜においては、高大接続の観点から高等学校が作成した調査書や学校推薦型選抜における推薦書等、高等学校からの資料は最大限に活用するとともに、面接では高等学校での総合的な探求（学習）の時間などで取り組んだ課題、成果について述べさせるなどの工夫をして、志願者の適性や入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に合致するかなど公正な選考基準を定め、公正かつ適切に実施している。

本短期大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、将来の歯科医療従事者にふさわしい能力と適性を有する者を公正かつ適切に選抜するため、本短期大学の入試および学生募集の企画立案、入学者選抜における多面的・総合的な評価を行うことを目的として、アドミッション・オフィスを事務部教学課に置いている。同オフィスの業務は、『東京歯科大学短期大学アドミッション・オフィス規程』（提出資料-規程集 48）第3条により規定している。同オフィスの構成は、アドミッションオフィサーを教員および職員から1名ずつ任命、その他は、兼任として教務部長、学生部長、事務部長、教学課長を充てている。

【東京歯科大学短期大学アドミッション・オフィス規程第3条】

- (1) 入試及び学生募集にかかる企画立案を行う。
- (2) 入学者選抜において、受験者の成績を多面的・総合的に評価する。
- (3) (2)の評価を行うための評価基準を設定する。
- (4) その他公正かつ適切な入学者選抜のために必要な業務を行う。

入学志願者からの問い合わせについては、事務部職員が電話対応する他、本短期大学ホームページのトップ (<https://www.tdc.ac.jp/jc/introduction/tabid/380/Default.aspx>) に【お問い合わせ】のバナーを貼り、気軽にメールでも受験に係る問い合わせができるよう配慮している。また、オープンキャンパス開催時には、個別相談ブースを設け教職員が直接参加者からの様々な質問に丁寧に答えている。更にオープンキャンパスには、専攻科学生をスタッフの一員として参加させ、相談ブースに配置して志願者が直接質問できる場を設けている。本短期大学を卒業した専攻科学生に直接質問、回答を得ることで、志願者にとっては、学生目線での相談ができる貴重な機会となっている。本短期大学では、入学志願者には可能な限りオープンキャンパスに来場するようホームページを利用して案内している。オープンキャンパスは毎年、複数回開催して、建学の精神、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、授業内容・カリキュラムなどを詳細に説明して、入学後にミスマッチが起こらないよう努めている。令和5（2024）年度および令和4（2022）年度の開催実績は次の通りである。

【オープンキャンパス開催実績】

<令和5（2023）年度>

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
開催日	6月18日	7月22日	8月19日	12月2日
開催回数	1回	1回	1回	1回
志願者	74名	66名	63名	12名
保護者等	68名	55名	56名	11名
合計	142名	121名	119名	23名

＜令和4（2022）年度＞

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
開催日	5月22日	6月19日	8月7日	12月12日
開催回数	2回	2回	2回	1回
志願者	56名	72名	124名	18名
保護者等	49名	60名	91名	17名
合計	105名	132名	215名	35名

入学者受け入れ方針等の高等学校関係者からの意見聴取については、定期的な高等学校訪問において、本短期大学の教育方針など詳細に説明し、その中で意見を聴取している。高等学校関係者向けのオープンキャンパスの開催や意見交換など、引き続き検討していきたい。なお、令和3（2021）年度より、学外の有識者に入学者受け入れ方針を含む本短期大学の教育活動について客観的な評価を依頼し、アドミッション・ポリシーなどについて意見を聴取する取組を行っている。入試検討委員会などでそれらの意見をもとに検討を行っている。

〔専攻科歯科衛生学専攻〕

現在、我が国は他国に類を見ない超高齢社会に直面し、国民が歯科保健医療に求める事項が急速に変化してきている。専攻科は、医療現場に限らず介護の現場など多方面から様々な要望に応じることのできる歯科衛生士を養成することを目的としている。専攻科修了者は、歯科医療機関、病院などの医療現場の他、歯科衛生士教育の担い手、更には大学院への進学、研究者への道も開けることから専攻科のディプロマ・ポリシーを次の通り明示している。

【ディプロマ・ポリシー】

◆ 歯科保健医療の提供とともに、教育、研究者の道を進むことのできる人材

専攻科では、一ランク上の歯科衛生士を養成することを目的としていることから、求める人材像をアドミッション・ポリシーとして、次の通り明示している。

【アドミッション・ポリシー】

1. 歯科衛生学の専門的知識及び高度な技術を学び、学士取得に意欲を持っている人
2. 研究心を持って、歯科衛生学の専門性を高めたい人
3. より高度なコミュニケーション能力を身に付け、多職種と協働できる協調性のある人
4. 歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得し、歯科衛生士の資格を有している人

専攻科（歯科衛生学専攻）学生募集要項には、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を明示するとともに、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。また、ホームページにも同様の記載をして広く明示している。

専攻科への進学は、本短期大学卒業者のみならず、他学を卒業した者にも門戸を開いている。また、他学出身者を含め入学希望者に対して、専攻科説明会を対面とWEBを利用したハイブリッド型で実施し、遠方からの進学志願者に配慮した形式としている。

【専攻科（歯科衛生学専攻学生数）】

令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度	
入学者	修了者	入学者	修了者	入学者	修了者
10		12		12	
本短大卒	11	本短大卒	10	本短大卒	12
他学卒		他学卒		他学卒	
10		9	3	7	5

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本短期大学のディプロマ・ポリシーは4項目で、これに関連付けられた授業科目を履修しながらコンピテンシーの修得を積み重ね、最終的にこれを修得することで、卒業認定を行っている。歯科衛生士国家試験受験には卒業が要件であり、入学後3年間の学修により、卒業認定および歯科衛生士国家試験に合格できるようカリキュラム編成がなされている。すなわち本短期大学においては、歯科衛生士国家試験合格が重要な学修成果であり測定可能な指標である。このことから本短期大学が定める学修成果は具体性があり明確であると言える。

卒業までの3年間の授業計画・カリキュラムは学年暦および授業要覧（シラバス）で明確に示されており、在学中に実施される評価、定期試験等についても適切な試験期間を設定して学生が計画的に取り組めるよう配慮している。年間を通しての科目は総括的評価（定期試験）を前期と後期に分けて実施し、学生が試験に臨みやすいように設定している。また、臨床・臨地実習の評価は、「臨床・臨地実習必携」に明示して、学生自身の学修課題や医療専門職として知識、技能、態度を総合的に評価している。本短期大学は学年制を採っており、『東京歯科大学短期大学試験規程』にのっとり、卒業および進級判定を行っているが、殆どの学生が合格判定を得て進級、卒業していることから、学修成果は一定期間内で獲得可能である。

〔専攻科歯科衛生学専攻〕

専攻科の学修成果は、ディプロマ・ポリシーに照らし合わせ、病院への就職が短期大学卒業者に比べて多くなっていることから、一定の学修成果が獲得できているものと考えている。このほかに他大学大学院修士課程への進学や本短期大学教員（助手）への任用事例もあり、掲げているディプロマ・ポリシーは具現化されており、今後は本専攻科の目的を着実に遂行していく。

専攻科の修了要件は、1年以上の在学と所定単位の取得であり、専攻科生は修了と同時に大学改革支援・学位授与機構の学士（口腔保健学）の学位試験に合格することを目指している。専攻科設置後、全員が双方の要件を満たし修了していることから、学修成果は一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

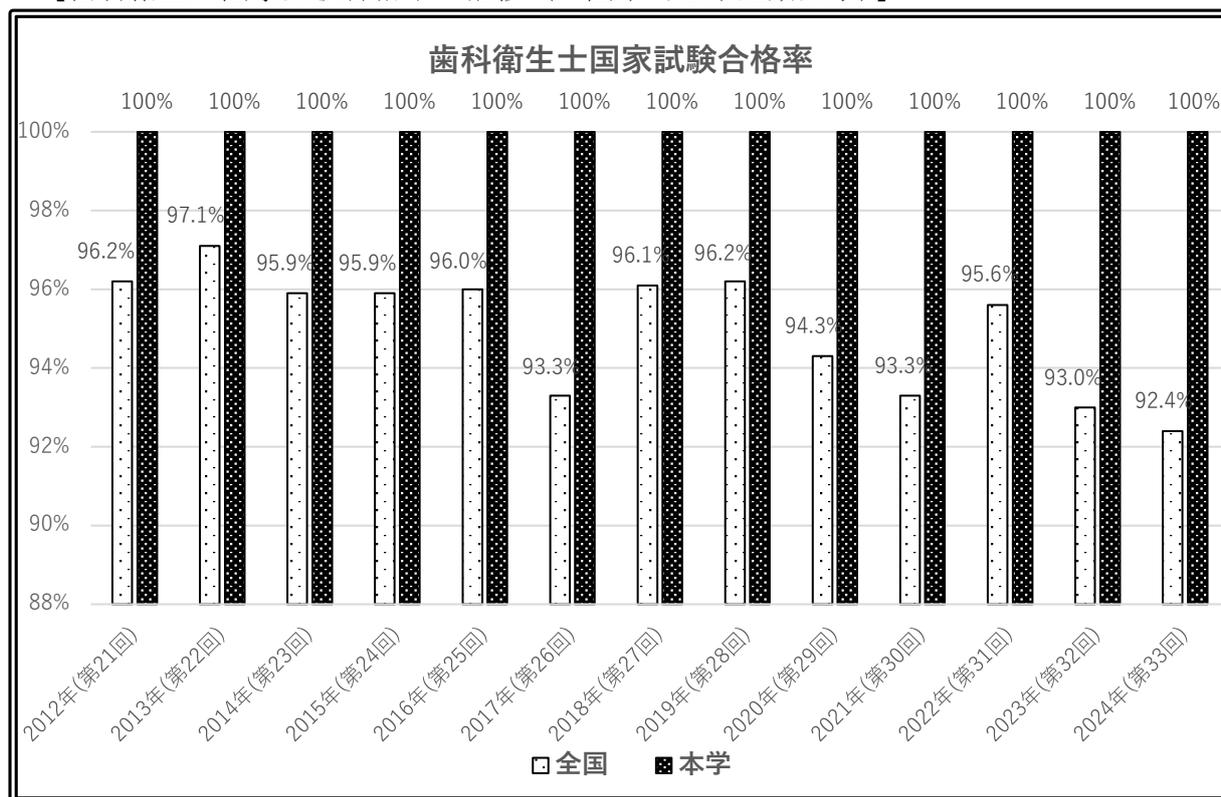
<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学生の学修成果の獲得状況は、形成的評価である授業ごとのプレテスト・ポストテストの実施やレポート、課題の提出等で把握し、これを繰り返すことで知識の定着を目指している。知識は、単純想起レベルだけではなく、解釈レベル、問題解決レベルの形成的評価を繰り返すことで、学力向上を目指している。また、総括的評価である定期試験や実習試験、臨床・臨地実習評価を数値（定量化）として、適切かつ厳正に評価し、教育の質の保証と向上のために活用している。学生の評価や成績については教授会において厳正に審査を行い、学生が学修目標に到達しているかを確認している。評価や成績についてはすべてデータ化を行い、教学課で管理している。

本短期大学は東京歯科大学歯科衛生士専門学校における歯科衛生士養成期間も含め、歯科衛生士国家試験が施行されて以来、令和6（2024）年3月実施の第33回歯科衛生士国家試験に至るまで、33年間連続で卒業生は全員合格している。これまでに不合格者を出していないことは、学生全員の学修成果が目標レベルに到達していることを表している。この合格率維持のために、学生の学修成果の獲得状況を量的データとしてまとめ、学生や教員へのフィードバックに活用している。例として、学生が模擬試験を受験した際には、正答率や得意分野、不得意分野等が明記されている「個人成績票」を受験終了後、可及的速やかに配付し、その後の学修に活かすよう指導している。教員に対しては、卒業試験問題や歯科衛生士国家試験問題の正答率や識別係数について情報提供を行い、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要に応じて改善を求めている。また、学生が受験した模擬試験、卒業試験の結果は時系列でまとめ、学修成果の獲得状況として教授会に報告の上、学年主任・学年副主任、総合演習検討部会等に情報提供・共有している。時系列でまとめることにより、切れ目のない一貫した学修支援が行えると考えている。

学生調査に関しては、授業評価や就職状況把握のため適宜行っている。授業評価ではマークシートや Google forms を活用し、学生からの回答をまとめ科目担当者にフィードバックを行っている。就職状況についても学生調査を行い、就職率や就職先などをまとめ、学校案内やオープンキャンパスで公表し、入学志願者へ情報提供を行っている。

【歯科衛生士国家試験合格率の推移（全国平均と本短期大学）】



※平成31(2019)年第28回迄は前身の歯科衛生士専門学校、令和2(2020)年第29回以降は短期大学の合格率

【在学者数、進級・卒業者数の推移】

区分	令和元(2019)年度			令和2(2020)年度			令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
在学者数	52	51	48	54	50	49	53	50	50	56	52	47	53	53	51
進級・卒業者数	49	49	47	50	50	49	52	47	50	53	50	46	46	53	50
休学	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(1)退学	0	0	0	0	0
留年	2	0	0	2	0	0	1	0	0	(1)退学	0	1	3	0	(1)退学
退学	1	1	1	2	0	0	0	3	0	3	2	0	4	0	1

※在学者数は、各年度4月1日現在、進級・卒業者数、休学、留年、退学は3月31日現在

【令和4(2022)年3月卒業生進路(就職先)調査】

【卒業生の進路】

卒業年度	就職者数	進学者数	左記以外	合計	就職・進学率
令和3年度	37	9	4	50	92.0%
令和4年度	37	7	2	46	95.6%
令和5年度	38	10	2	50	96.0%

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

在学生の教育に役立てるために、卒業生の就職先に対して令和3（2021）年3月卒業生分からアンケート調査を行っている。質問内容は、「就業態度の評価」、「就業態度について具体的な意見」、「就業状況から本短期大学への教育・指導等に改善すべき点はあるか」、「改善が必要と回答した場合、具体的な改善点」、「自由記載」としている。

アンケート調査には、卒業生の就業状況から本短期大学への教育・指導の改善点を聞いており、これを参考資料として、カリキュラム編成、学修成果の点検に活用している。本アンケート調査は、令和5（2024）年度で4回目であり、継続して実施することで社会の要請に応えることのできるカリキュラム編成に反映していくこととしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本短期大学は東京歯科大学附属の3つの医療施設での臨床・臨地実習によって、都市型の高度な歯科医療（水道橋病院）および地域密着型の2次的歯科医療（千葉歯科医療センター）と急性期の総合病院（市川総合病院）における周術期等口腔機能管理や多職種連携、基礎疾患をもった患者の歯科医療、全身医学などを学修できる環境を兼ね備えており、各附属施設の医師、歯科医師、歯科衛生士を始めとする医療専門職の全面的な協力の下で、他では経験できない臨床・臨地実習が行われている。高いレベルの臨床教育を担保するため附属の医療施設の実習に当たっては、短期大学教員をそれぞれに担当を割り振り、各施設の担当者と綿密に打ち合わせを行い連携して修学支援を行っているところであるが、担当教員に過度な負担がかかっている側面がある。教員数は大学設置基準を満たしているが、教育の質を確保するために一人ひとりの教員の果たす役割が大きくなっている。臨床・臨地実習においては、回復期・慢性期における臨床現場の実習も取り入れて地域包括ケアシステムの一連を学修できる環境整備を進めたいと考えているが、難しいのが現状である。

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに照らし合わせ基礎学力および人物評価を行っているが、入学後成績が振るわない学生、目標を見失う学生が毎年数名見受けられる。令和5（2023）年度には、留年者3名、退学者4名を数える結果となった。入学者選抜時の志願者の減少もあり、基礎学力が不十分な学生がいることも否めない現状である。修学面、生活面、心理面ともに支援できる体制を整えていることから、更にきめ細やかな指導を心がけていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

臨床・臨地実習はⅠ・Ⅱ・Ⅲ期で構成し、Ⅰ・Ⅱ期は東京歯科大学附属の3つの医療施設（東京歯科大学水道橋病院、同市川総合病院、同千葉歯科医療センター）を主たる実習施設としている。東京歯科大学は歯科単科の大学であるが、医科を含めた26診療科、

511床を有し、地域医療支援病院、がん診療拠点病院などの指定を受け地域の中核病院となっている市川総合病院、都市型歯科専門病院である水道橋病院、地域の2次歯科医療機関で大型歯科診療施設である千葉歯科医療センターの3つの特徴ある附属医療施設を有しており、本短期大学学生は他学では経験できない様々な医療現場を体験することができる。各医療施設では、歯学部学生と同時に臨床実習を行う機会も多いため、歯学部の教員の協力のもと、歯学部学生との合同実習を取り入れて、将来、連携していく職種であることを意識できる教育体制を整備している。臨床・臨地実習は、5名程度の小班を編成し、ローテートして各施設・各診療科で実習を行う形式を採っている。

水道橋病院：外来診療のみならず、学外の歯科の設置のない病院、介護保健施設、患者居宅などへの訪問歯科診療を行っており、臨床・臨地実習の一環として本短期大学学生もこれに同行し学ぶことができる。この実習を通じて、摂食嚥下機能評価および口腔健康管理における歯科衛生士の役割や、訪問歯科診療の対象患者の全身および口腔の特徴、診療内容や環境を、外来歯科診療と比較して学ぶことが可能となっている。加えてⅠ期では歯科衛生士が訪問診療患者に対して行う口腔衛生管理や摂食機能療法を見学し、Ⅱ期では教員の指導のもとで、口腔衛生管理や摂食機能療法を患者に対して実施している。

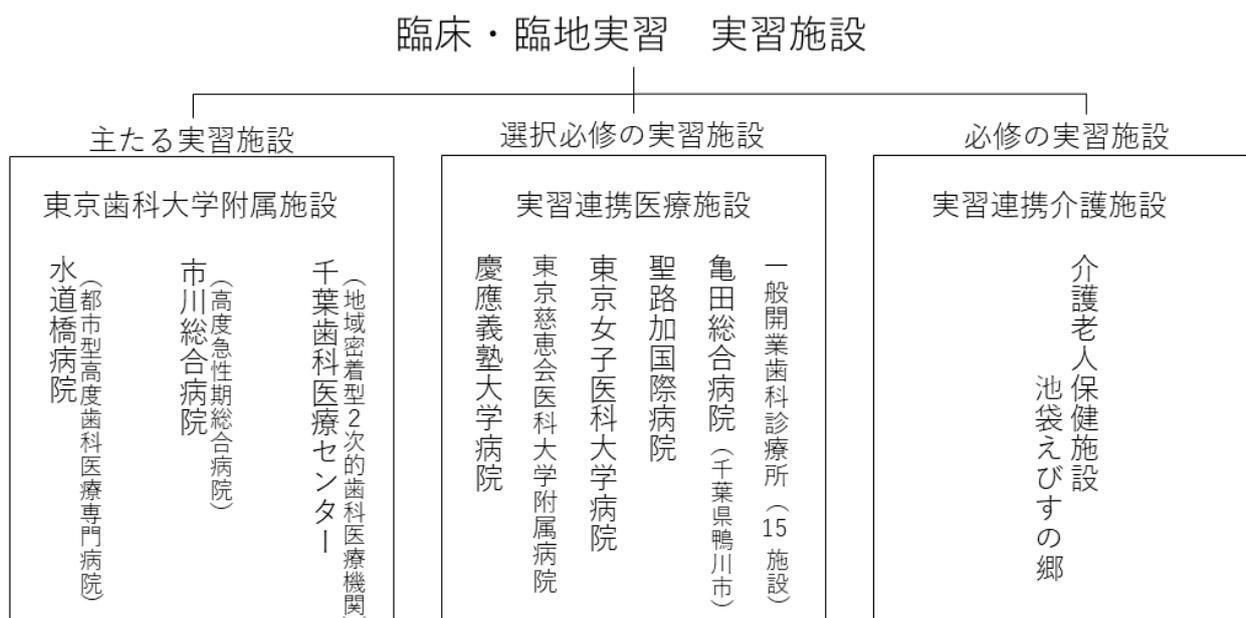
市川総合病院：医科疾患患者への対応・歯科的アプローチや入院患者への口腔衛生管理を重点的に学修できるよう、体系的な臨床・臨地実習プログラムを編成している。特にⅡ期においては、周術期等口腔機能管理に実践的に関わることで、地域包括ケアシステムや多職種連携の理解を深める機会となっている。また、スキルス・ラボが充実しており、登院前のシミュレーション教育もできる環境となっている。臨床・臨地実習では、全ての学生が同じ病態の患者診療に立ち会えるとは限らない。このような臨床・臨地実習の状況からスキルス・ラボでは、配属された期間内で経験できなかった典型的な症例を経験することができるなど、効果的な教育を行うことができる環境となっている。

千葉歯科医療センター：水道橋病院と同様に高度な歯科医療を学ぶ環境であることに加えて、地域住民を対象とした歯科医療機関であるため、水道橋病院や市川総合病院との患者の違いや歯科衛生士の役割も学ぶ機会になっている。また、千葉歯科医療センターでの臨床・臨地実習に際しては、5名程度の小班が、合宿施設に泊まり込み一週間程度の共同生活を送りながら、実習を行っている。合宿施設は、学生個々のプライバシーが保てるよう浴室、トイレを備えた一人1部屋の個室となっており、各室には自習のできる机も備えている。また、複数での自習はパブリックスペースでも行うことができ、実習期間中の課題等を通して、共通の学修成果の修得に向けてより深い学修や学生間の絆の確立に繋がっている。

その他の臨床・臨地実習連携医療機関：Ⅲ期においては、将来の歯科衛生士像をさらに確立できるよう、学生の希望を取り入れた「選択必修実習」として3つの附属医療施設の他に、医学部附属病院等の第3次医療機関、民間の中核病院とも連携し、総合病院歯科における歯科衛生士の役割を深く学ぶ機会を提供している。有病者に対する歯科診療の理解や、周術期患者への口腔機能管理、入院患者への口腔衛生管理等を実地実習することで、チーム医療における歯科衛生士の役割とともに多職種連携を修得する。またこの「選択必修実習」では、東京歯科大学の卒業生が開業している歯科診療所にも協力を仰ぎ、地域住民に対する長期的な口腔健康管理を実践的に学ぶことも可能としている。

池袋えびすの郷：医療だけでなく、介護領域での多職種連携や歯科衛生士の役割を学ぶことを目的として、介護老人保健施設〈池袋えびすの郷〉での実習を行っている。高齢者施設で働く職種の理解や高齢者とのコミュニケーションスキルについて実習を通して介護福祉の現場を体験することでより深い学びとなっている。また、高齢社会において楽しく、美味しく、安全な食事を支援するための知識、技能、態度を修得するため、口腔機能維持を目的とした健口体操の実施、食事介助実習や歯科衛生士による口腔健康管理の見学等を行っている。

【臨床・臨地実習施設の構成】



演習Ⅲは、地域歯科保健活動のPDCAサイクルの理解と実践を学ぶことを目的として特色のある演習を展開している。実践の対象として高等学校の女子生徒（和洋国府台女子高等学校第1学年）にクラス単位で「歯と口の健康づくり」についての健康教育を行っている。指導計画を立案する上で対象を把握するために、学校歯科健康診断の結果および歯科保健行動に関する事前アンケートを実施し、情報収集を行っている。個人の特定とならないよう無記名で、クラスごとに集計したデータを学校歯科保健統計および歯科疾患実態調査などのデータと比較し、歯科保健上の問題点を抽出・分析している。健康教育のカリキュラム作成には、文部科学省により作成されている『「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり』を参考にし、ライフスキルに合った健康教育が展開できるよう配慮している。健康教育実施後の評価は、指導教員とともに高等学校のクラス担任、養護教諭も加わり実施している。また、学生も自己評価を行い、クラスで報告会を指導教員とともに開き、フィードバックを通じて総括を行うことで、健康教育の展開方法の知識、技能、態度の修得に役立てている。

本短期大学の特徴的なカリキュラムの一つに、第2・3学年で履修する卒業研究を挙げることが出来る。卒業研究は、学生自ら研究テーマを選択し、一年間をかけて文献検索等により、主体的に学修を進める。これにより講義や実習に勝る探索力、思考力、判断力を

修得することが出来る。更に、論文作成と指導教員および全学年が出席する発表会でのプレゼンテーションにより、表現力（ライティング及びスピーチ力）を修得することが出来る。本カリキュラムは、高度専門職業人である歯科衛生士として、生涯研修を継続していく上で、基盤となる研究マインドを醸成し、その能力を養成するものである。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

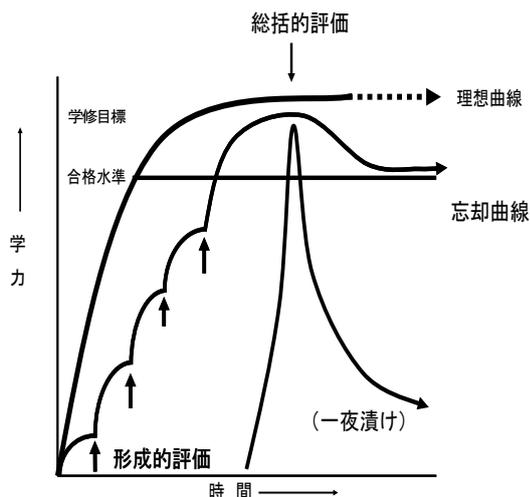
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 教員の取り組み

科目担当教員は、授業要覧（シラバス）に記載した各科目の成績評価方法に従って評価を厳正に行い、学則に基づいて成績（学修成果）の判定を行っている。シラバス作成時には「教科の特徴」として、担当科目がディプロマ・ポリシーに関連付けられたコンピテンシーとどのように関連するかを明示している。これは学生が各科目の特徴を的確に捉えて授業および実習に臨めるよう示しているものである。また、本短期大学では、医歯薬学教育ではスタンダードとなっているカリキュラムプランニングの手法を開学時より導入しており、一般目標（GIO）および行動目標（SBOs）をすべての教科で示して、当該教科において学生がどのような知識、技能、態度を修得できるかを示している。また、一般目標（GIO）に到達するための方略（LS）および評価（EV）についても詳細に示している。特に、行動目標（SBOs）においては、それぞれの目標がどの程度成績に反映するかを数値化して示し、学生がどの領域をポイントに学修すべきかを把握できるようにした上で形成的評価、総括



出典：東京歯科大学カリキュラム研修WS資料集

的評価の方法を明示している。これらに基づいた試験、成績判定から、学修成果の獲得状況を評価することを学生および保護者へ周知している。科目担当教員は形成的評価（プレ・ポストテストや小テスト）を随時授業時間内において実施しており、教員自身が学生の理解度を把握しながらその達成状況を適宜に把握している。また、「事前学修・事後学修」をそれぞれ授業要覧（シラバス）に示して、何をどれくらいの時間で学修すべきかを具体的に示し、学生の自主学修への取り組みを促している。

各科目担当教員のオフィスアワーについても、連絡先や対応可能な時間をシラバスに掲載し、学

生の質問・疑問に応じる体制を採るだけでなく、オフィスアワー以外の時間でも研究室・事務室を来訪する学生の質問・疑問に対応している。また、各教員は自分の授業終了後に教室でも質問に応じている。

各科目・各期の授業期間内に適宜「授業評価アンケート」を実施している。授業評価の結果は授業を担当する各科目の授業担当者にフィードバックされ、授業改善に活用されている。また、教務部長、学年主任より、「授業評価アンケート」の意義について説明し、学生は責任を持って回答するよう指導している。

更に学生から評価を受けるだけでなく、実際の授業を教員間で授業参観を行い、授業の進め方や資料の提示方法などについて相互評価を行って、改善点を抽出しより要授業になるよう工夫している。

カリキュラム編成については、3年間という限られた学修期間で修得するために、各科目間での重複や共通内容などをカリキュラム検討部会で点検・検討し、効果的な授業編成を行っている。

科目担当教員は、授業内容や学生個々の状況などについて情報共有するとともに、協力・調整を図っている。特に専任教員間の授業内容についての意思疎通は、授業開始前に教員間で綿密な打ち合わせを行って整合性をとっている。授業の組み立てや評価の方法、授業要覧（シラバス）の作成に関する説明や意見の統一だけでなく、授業担当者同士がそれぞれの科目における問題点などの情報を交換し、お互いに共有することで学科全体での学修成果の向上に結びつけている。

教育目的・目標達成状況の把握については、授業に関することだけでなく、修学（就学）に注意を必要とする学生に関する情報交換も積極的に行っている。注意を必要とする学生には、学年主任・副主任による声掛けや個人面談を実施、詳細な状況把握をして関係教職員との情報共有のもと修学（就学）指導を行っている。更には必要に応じて保護者との連絡・協力を得て、本短期大学と家庭との意思疎通を図り、学生が学修しやすい環境を整えるよう日々努力している。また、教育目的・目標達成状況の評価については、前述の通り高い次元で目標が達成できるよう授業科目におけるプレ・テストやポスト・テストなどの

形成的評価を適宜行い学力レベルの維持を図りながら総括的評価を行って正確に把握している。

学生に対する履修および卒業に至る指導は、学修成果の獲得に向けた学生生活と修学（就学）に対する支援を、卒業に至るまできめ細かく行っている。本短期大学は、入学定員が 50 名、収容定員 150 名と少人数であり、全 3 学年の専用教室と教職員研究室、事務室がワンフロアにあることから日常的にきめ細やかな対応ができる環境である。

入学時の新入生オリエンテーションで新入生に対する学生生活や学修に対する支援のための資料を授業要覧（シラバス）および学生便覧として製本・配付し、学生に周知徹底している。入学式後には新入生保護者説明会を開催して保護者向けにも説明を行い、本短期大学と家庭とが協力して支援していく旨周知・要請している。第 1 学年には選択科目を配置しており、学生の学修意欲や興味指向性により希望選択が可能である。また、第 2 学年および第 3 学年に対しては、進級時のオリエンテーションで授業要覧（シラバス）の積極的な活用を引き続き促すとともに、教育資源の有効活用について説明・指導を行っている。毎年 11 月には修学指導に関する保護者説明会を、学長をはじめとした修学指導担当教員、教学担当職員が出席して 3 学年全体で開催する。改めて学生だけでなく保護者にも建学の精神、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育カリキュラムの概要、試験・成績、進級・卒業、学生生活などに係る規程等を説明、理解を得るとともに、保護者と本短期大学が一体となって学生支援が出来る体制づくりに努めている。

学力不足の学生に対しては、科目担当教員が学年主任・副主任に報告し、個々の学生に応じた学修指導・補習を検討し実施している。また、基礎学力テストの結果により、科目担当教員に課題提示や補講を依頼して、学力不足により学業継続を断念することがないように努めている。（参照：進級・卒業、休学、留年、退学の状況）

歯科衛生士国家試験受験を見据えて、第 3 学年当初から、これに対応した模擬試験を実施している。学生個々に学力が不足している領域や問題点を抽出して開示し、学修を促している。国家試験に向けたカリキュラムは総合演習検討部会を中心に講義スケジュール及び内容について出題基準を基に検討、編成している。また、歯科衛生士国家試験日程を見据えて、学力の不足する学生に対しては、少人数のグループに分け、複数の教員により指導を行っている。学生の学修上の問題（学力不足）については、科目担当者や学年主任・副主任、総合演習検討部会委員相互で情報共有するとともに連携して、各科目の学修目標に到達できない学生がないようきめ細かく対応している。

学生生活についての悩みは学年主任・副主任が窓口となり対応する。卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては学生部長や学年主任・副主任を中心として行い、就職活動のフローチャートに沿って就職活動の進捗状況を把握した上で、適切な指導と助言を行っている。本短期大学に届いた求人票の検索方法、履歴書の記入法、求人票に記載された労働条件・処遇（給与、各種手当、労働保険、福利厚生など）に関する説明会を実施して学生の就職を支援し、希望する学生には、個別に模擬面接や小論文の添削指導なども行っている。

(2) 事務職員の取り組み

学生の学修成果の獲得をサポートする事務的事項全般については、教学課が担っている。同課職員は成績管理、教育課程（カリキュラム）編成、時間割編成、授業要覧（シラバス）

編集、教務関係規程の整備、定期試験の実施運営等の業務（職務）を通じて、学修成果を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握している。教学課の業務は、本短期大学の教育活動を日常的に支える基盤となっており、学生の学修成果獲得に大きく貢献している。

教学課窓口は学生が利用しやすい研究室、事務室の入り口に位置し、常時様々な相談に対応できる環境を整えている。新入生オリエンテーションでの履修登録の説明・指導から、学生の成績管理、試験の実施運営等、学生の卒業判定に至るまでの事務的な修学支援全般に携わっている。

学生の成績については『東京歯科大学短期大学学則』、『東京歯科大学短期大学試験規程』に基づき実施、記録され、教学課において教学課長の責任の下、適切に保管・管理がなされている。

事務職員は、単なる事務作業に係わるのではなく、教育課程・編成の改善についても業務の一端を担い、教育目的・目標の達成状況を把握している。また、就職活動の求人などの資料を学生に提供することにより助言を与え、不安を感じる学生には励ましの言葉をかけるなど、学生支援における職責を果たしている。

事務職員は、事務的手続きを中心とする業務のみが主要な職務ではなく、広く学生支援に取り組むという意識のもとに職務を遂行している。教学課では、学生の修学（就学）管理を行うとともに、教学課長および教学係長が各種委員会や教授会へも出席していることから、学生個々の学修状況や学修成果を概ね把握しており、学生が教学課に相談に来訪した際は、適切な指導が学生ごとになされている。その点では、学修成果の獲得に向けた事務職員の貢献度は高い。一般的には、事務職員は学生教育に直接携わる教員を後方から支援することが役割と理解されているところであるが、本短期大学においては、事務職員も直接学生教育に携わるといった意識を持って日々の業務に当たっている。また、教学係長は、歯科衛生士の資格を有しており、学生の修学における相談に親身に対応することが出来る体制を整えており、学生にとっては相談し易く、適切な助言、指導を受けることが出来る環境となっている。

(3) 施設設備及び技術的資源の有効活用

図書館は、水道橋キャンパスにおいて東京歯科大学と3館（本館 10F、新館 4F、さいかち坂校舎 7F）を共用している。また、臨床・臨地実習を実施する千葉歯科医療センター（千葉キャンパス）および市川総合病院（市川キャンパス）にも東京歯科大学が図書館を設置しており、これも利用可能な環境を整えている。このように分散型図書館であるため、図書館の場所や利用方法について新入生オリエンテーション時に図書館職員が、詳細なガイダンスを行っている。また、必修科目である「情報リテラシー」（第1学年）や「卒業研究」

（第3学年）において、教員とともに演習を担当しており、図書館職員が蔵書検索や文献検索の方法について、学生の学修向上のための支援を行っている。その演習では、蔵書検索方法を学ぶとともに医学中央雑誌 Web や PubMed などのデータベースによる文献検索方法についても学んでいる。蔵書検索や文献検索は、東京歯科大学図書館のホームページ（<https://library.tdc.ac.jp/>）にリンクがあり、学内、学外問わずオンデマンドでの利用が可能である。

図書館の利便性の向上については、東京歯科大学に設置されている図書委員会に本短期大学教員1名が委員として選任されており、学生や教職員の購入希望図書等について委員

会に要望するなど東京歯科大学と連携して本短期大学学生および教職員の図書館の利便性の向上を図る体制を整えている。

情報機器、ICTの授業への活用や学生の情報機器利用、学内LAN（学術情報ネットワーク・TDC Net）については、＜基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源＞において詳記するが、東京歯科大学および本短期大学では、学修成果の獲得のためその利用を促進し、適切に活用し、管理している。

学生には入学時に各自ノートPCを所有させ、本短期大学が用意している教育資源や教育コンテンツを適切に利用し、学修成果の獲得に向けて有効に活用している。入学時に行う新生オリエンテーションでは、学内LAN（学術情報ネットワーク・TDC Net）への接続や本法人が用意するウイルスソフトのダウンロード・設定等について、法人事務局情報システム管理室の協力を得て、教職員が入学生全員のPC設定状況の確認を行っている。また、入学後直ぐに授業や自己学修に活用できるよう専用アカウント（TDC-ID）およびMail-adressを貸与し、本短期大学の教育コンテンツのプラットフォームであるGoogle（Gmail、Googleカレンダー、ドキュメント、スプレッドシート、スライド等）を利用できる環境を整えている。

情報機器に関する技術的資源やコンピュータ利用技術の向上については、前述の通り第1学年前期に「情報リテラシー」を必修科目として開講している。学生はICT社会に対応した情報セキュリティに関するスキル及びインターネットモラルを身につけると同時に、メールの送受信やGoogle formsの利用方法、Microsoft Word、Excel及びPower Pointの基本操作を修得している。また、外部団体における実データを取得し、そのデータをExcelにて加工や解析を行い、推論を立て、その結果をPower Pointを用いて他者に共有・伝達するプロセスを学んでいる。

教職員におけるコンピュータ利用技術の向上については、特に教育に必要と思われるツールやスキルについてはFDを通じて情報を提供している。これまで具体的にはGoogle MeetやZoom Meetingの利用法やGoogleドライブを活用したデータ共有方法について情報提供を行った。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対しては、入学準備として入学式や入学後の新入生オリエンテーション等についてのスケジュールや入学後に使用するPCの準備について書面にて情報提供を行っている。入学試験が終了した後も継続的に自己学修を行う習慣形成を促すため入学前教育として、総合型選抜Ⅰ期および学校推薦型選抜の早い時期に入学が決まった入学候補者に対して課題を与えている。課題実施後、そのプロダクトは出身高校を通して返送させ自己学修の状況を確認している。入学後の新入生オリエンテーションでは、通学関係書類（通学証明書や学生証）の発行、学生便覧や学年暦を使用して学生生活に関する各種規則や手続き等の説明を行い、学生生活が円滑にスタートできるようサポートを行っている。また、授業時間割や授業要覧（シラバス）を配付、これを用いてこれから履修する授業科目や学修方法についてガイダンスを行っている。また、授業科目ごとに授業開始前に授業要覧（シラバス）を用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法およびオフィスアワーについて説明し、学生への学修の動機付けに焦点を合わせた学修方法の周知徹底を図っている。なお、学生便覧や授業要覧（シラバス）、学年暦等は本短期大学ポータル（<https://sites.google.com/tdc.ac.jp/tdic/>）にも掲載しており、PC、スマートフォンを用いてオンデマンドでの閲覧が可能な環境を整えている。

本短期大学では、第1学年に選択科目の履修を設定している。選択科目に関しては、授業要覧（シラバス）に該当科目の授業概要、参考書、成績評価の方法、オフィスアワーについて記載しているが、新入生オリエンテーションでも説明を行い、学生が授業内容を理解した上で科目が選択できるよう配慮している。

学生の修学（就学）上の悩みなどについては学年主任・副主任が相談窓口の役割を担っている。学修状況や環境は時として学生生活との関りもあるため、学生部長・副部長とも連携を取りながら学生からの話を親身に聞き、学修方法や環境の改善につながるよう適切な助言・指導を行っている。基礎学力が不足する学生に対しては、知識だけを教えるのではなく **How to learn, How to study** を念頭にした補習を実施している。また、成績が振るわない学生に関しては、補講授業等を行っている。特に第3学年では、歯科衛生士国家試験の合格という明確な目標に向け、同試験と同様の形式で学内模擬試験を実施している。その結果から学力が不足している学生には、少人数制で個別指導を行っている。補講・指導内容としては、科目別の補講授業を実施し、基礎学力向上を目指している。臨床・臨地実習期間の終了後は、卒業試験および歯科衛生士国家試験に向けた総合演習の他に、グループ学修の時間を設け、お互いに教えあう環境を作ることで知識の定着を図っている。また、歯科衛生士国家試験の直前には、学生の得意、不得意分野を総合演習検討部会で分析・検討して、東京歯科大学の教員の協力も得て、きめ細かい個別指導を行いレベルの向上を図っている。

学修進度の早い学生や成績優秀な学生に対して、座学においては参考問題や参考図書を紹介し、また、実習スキルの向上を更に目指したい学生には、実習室を開放するなど、成績上位の学生にも配慮した学修支援を行っている。

最終的な学修成果としての歯科衛生士国家試験合格に向けて学内模擬試験結果分析には特に力を入れている。学生に対しては模擬試験実施後可及的速やかに結果を返却し、その結果から反復学修ができるよう配慮している。国家試験へ向けての学修成果の獲得状況

を示す量的・質的データ、すなわち受験した学生の模擬試験結果と前年、前々年等、過去の模擬試験結果との比較や学生個人の成績を分析することで学修支援方を検討・点検している。

アセスメントプランにのっとり教育の質保証のための PDCA サイクルを廻すため、学修成果の獲得状況を示す各種データを積極的に取得して、これを分析のうへ学修支援方策等の点検を行っている。なお、令和 5 年度は以下の 9 項目のデータをチェック項目として挙げ、点検した。

1. 卒業生アンケート (R5 (2023) 年度実施)
2. 就職先アンケート (R5 (2023) 年度実施)
3. 進級・卒業、留年、退学、就職率の状況 (R4 (2022) 年度末)
4. 年度別進級時、卒業時の成績・GPA の比較 (R2 (2020) 年度～R4 (2022) 年度)
5. 卒業時アンケート (R4 (2022) 年度卒業生)
6. 歯科衛生士国家試験結果 (第 32 回)
7. 各学年の学修実態調査 (R5(2023)年度実施)
8. 授業評価アンケート (R4 (2022) 年度実施)
9. 基礎学力テスト (R5 (2023) 年度入学生)

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織 (学生指導、厚生補導等) を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援 (学生寮、宿舍のあっせん等) を行っている。
- (5) 通学のための便宜 (通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等) を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習 (日本語教育等) 及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動 (地域活動、地域貢献、ボランティア活動等) に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援については、学生部長、副部長、学年主任および副主任により行われている。奨学金制度や学生総合保険については教学課が募集案内から申請支援を行っている。学生生活全般について、これらの教職員が連携するとともに各種情報を共有して支援を行

っている。大学生活ではこれまでと違い行動範囲も広くなり、身の周りの危険性も増大してくるから、万が一の事故に対する備えとして、学生全員に（公財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学研災付帯賠償責任保険の加入を義務付けている。この保険制度は、講義、実験、実習、演習または実技による授業時間中、指導教員の指示に基づく研究活動中、各種学校行事に参加中、課外活動中の傷害事故や臨床・臨地実習中に発生した賠償責任事故について補償される保険制度である。

本短期大学の収容定員は 150 人と少人数であり、本短期大学単独でのクラブ活動等学生主体の活動は成立しにくい環境にある。前身の専門学校時代から、東京歯科大学と合同でこれらの活動は実施されており、東京歯科大学と協働で支援する体制を整えている。本短期大学学生は、東京歯科大学の文化部・運動部に所属して、歯学部学生と一緒に活動を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大以降はクラブ活動自体が活動と停止を繰り返し、入部の勧誘もオンラインのみに制限されていたことから、現在、クラブ活動を行っている学生は少数である。学園祭「東歯祭」は、例年 10 月下旬から 11 月上旬に 2 日間開催されている。東歯祭では歯学部学生と一緒に、クラブ活動の成果報告や発表を実施している。

学生の休息のための施設・空間としては、本短期大学が専用として使用している水道橋キャンパス本館 14 階に眺望の良いラウンジがある。ラウンジには自動販売機や電子レンジを設置し、テーブルとイスを設置しており憩いの場となっている。売店は、コンビニが本館に繋がる別館の 1 階にあり、適時学生が利用できる。また、水道橋キャンパス各所に休息できるスペースを配置しており、本短期大学学生も自由に利用することが出来る。なお、千葉キャンパスから水道橋キャンパスへの移転に際して、水道橋界隈は都心の学生街であることから「街全体がキャンパス」をコンセプトとして新キャンパスを設計・デザインしており、学生食堂の設置はない。

本短期大学の学生は、自宅から通学が可能な地域からの者が多く、短期大学として専用の宿舍の用意はないが、アパート・マンション等の自宅外からの通学が必要な学生には、提携している業者を紹介するなど支援しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。

本短期大学は、JR 中央総武線水道橋駅東口改札口を出てすぐの交通至便な場所に位置しており、JR 線その他、地下鉄線の駅も徒歩圏内に複数あり、通学手段には大変恵まれている。そのため、通学のための特別な便宜は行っていない。

本短期大学では、学業・人物が優れている者に学資の一部を給付し、優秀な人材を育成することを目的として、『東京歯科大学短期大学特別奨学金規程』を整備して、学業成績優秀者に対して年間授業料の一部を給付している。また、経済的理由のため修学が困難な学生に学資を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、優秀な人材を育成することを目的として、『東京歯科大学短期大学貸与奨学金規程』を整備している。その他、外部奨学金制度の「日本学生支援機構奨学金制度」に加え、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、提携教育ローンなどを保護者、学生に広報するとともに、希望学生への手続き等の支援を行っている。なお、本学と提携する金融機関等の学資ローンを利用した者を対象に、給付により在学中の支払利子を軽減し、修学に専念できる環境整備を図ることを目的として、『東京歯科大学短期大学利子補給奨学金規程』を整備している。更には、令和 2（2020）年度より、高等教育の修学支援制度も始まり、手続きの支援を行っている。

【東京歯科大学短期大学特別奨学金給付実績】

第1学年、第2学年の最終成績の成績上位3名に対して進級時に給付

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1位：30万円	1名	2名	2名	2名	2名	2名
2位：20万円	1名	2名	2名	2名	2名	2名
3位：10万円	1名	2名	2名	2名	2名	2名

【東京歯科大学短期大学貸与奨学金実績】

2023年度まで実績なし

【東京歯科大学短期大学利子補給奨学金給付実績】

本学と提携する金融機関等の学資ローンを利用した者を対象に、利子分を給付

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	1名	4名	5名	3名	2名	なし	2名
金額	31,063円	89,944円	162,578円	62,524円	52,407円	なし	78,140円

【高等教育の修学支援新制度（授業料減免）実績】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第Ⅰ区分	人数	8名	10名	14名	8名
	金額	5,012,300円	6,826,800円	8,100,200円	5,266,700円
第Ⅱ区分 (第Ⅰ区分の2/3)	人数	4名	5名	6名	5名
	金額	1,697,000円	2,690,300円	2,148,100円	2,356,900円
第Ⅲ区分 (第Ⅰ区分の1/3)	人数	1名	2名	1名	3名
	金額	206,700円	786,700円	290,100円	703,500円
合計	人数	13名	17名	21名	16名
	金額	6,916,000円	10,303,800円	10,538,400円	8,327,100円

学生の健康維持などの保健指導に関しては、年に1回、学校保健安全法に基づき健康診断を実施している。また、本短期大学学校医の指導のもとに、教員と東京歯科大学附属病院教職員あるいは外部医療機関との連携による健康管理を行っている。更に、第2学年からは臨床・臨地実習が予定されていることから、第1学年学生を対象として、B型肝炎・風疹・麻疹・水痘・耳下腺炎・百日咳の感染予防のため血液抗体検査や結核の検査を行って、ワクチンの予防接種を推奨し、必要に応じて実施している。また、季節性インフルエンザに対しては、接種を希望する学生に実施している。一次的な体調面のケアに関しては、学年主任・副主任が把握・対応し、必要に応じて附属病院・医療施設を受診させている。また、持病などかかりつけ医で対応を行う必要がある学生については継続的に経過観察を行い適宜、相談に応じている。

新型コロナウイルス感染対策を契機として学生の体調の自己管理を強化した。毎朝、計温を徹底、体調が問題ないことを確認した上、登校させることを徹底している。第2学年から始まる登院実習時には歯科医療従事者としての自覚をもって体調管理を行うよう更に徹底している。また、臨床・臨地実習の登院前には服薬状況を含めた体調に関するアンケート調査を行い、配慮を要する学生がいないかを把握し、個人情報にも配慮しつつ臨床・臨地実習の指導担当者とも定期的に情報共有を図りながら、学生が環境変化に対応し、充実した臨床・臨地実習を行うことができるよう支援体制を整えている。

学生生活相談と生活指導は、学年主任と副主任が、学生部長、副部長と協力して主たる対応を行っている。状況によっては、学生個人のみを対象とするのではなく、保護者等の同席を求めて、面接などによる対応も行っている。また、入学直後にオリエンテーションを実施し、学生同士が触れ合い・語り合う機会を早めに設定して、相互にコミュニケーションをとり、一人で悩みを抱え込まない様に配慮している。令和4(2022)年度には、「学生こころの相談室」を東京歯科大学と共同で開設し、専門家(臨床心理士)を招聘して、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えた。また、アカデミックハラスメント等があった場合の対応として『学校法人東京歯科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程』を整備して、本法人全体として教職員および学生等の教育、研究若しくは医療にかかわる就労若しくは就学における環境等を保護する体制を整えている。

学生の意見や要望は、学年主任・副主任や科目担当教員のオフィスアワー、臨床・臨地実習中に行われる班長会議を通して広く聴取するよう配慮している。本短期大学は、少人数の小規模大学であることから、教職員と学生との距離が近く意見や要望が直接届きやすい環境にあると言える。また、授業や学生生活の中で不安や問題を抱える学生の情報は、毎週開催される教職員全体ミーティングで共有され、学生部長を中心に、学年主任・副主任をはじめ教職員が、該当学生に対して指導・支援を行っている。また、学生生活について、状況を把握するための面談を3学年ともに行っている。卒業時には「卒業時アンケート」を実施、在学期間を通しての満足度を全員から聴取している。令和5年度卒業生の本短期大学の教育課程(カリキュラム)を通じた大学に対する満足度は、4段階評価で平均3.5であった。

本短期大学では、現在、留学生は在籍していないが、東京歯科大学の国際交流部と連携し、学修と生活を支援する体制は整えている。

社会人学生の学修支援について、本短期大学は歯科衛生士国家試験受験のため3年間のカリキュラム編成を行っており、他の学生と同じ履修となることから特別な体制作りはしていない。なお、社会人選抜については、志願者がほぼいないこと、総合型選抜を導入したことにより令和5(2023)年度入学者選抜から廃止とした。

現在、身体に障がいのある学生は在籍していないが、障がい者の受け入れについては、バリアフリーの観点から、校舎各所にスロープ、手すり、自動ドアを設置して、障がいのある学生も快適にキャンパス内で過ごせるよう対応している。本件については<区分 基準Ⅲ・B-1の現状>に詳記する。

本短期大学では、介護老人保健施設で、学生と専任教員が入所者の口腔ケアを臨床・臨地実習として実施している。その際、実習とは別に洗濯物を畳んだり車椅子の点検・チェック・清掃など、口腔のみならず、入所者の日常生活にも目を向けたボランティア活動を

積極的に行っている。この他、千代田区と連携して高齢者や障がい者とのコミュニケーションを図るための知識・技能・態度の修得を目的とした演習科目に地域のボランティアを招聘し、ボランティア入門講座を開設している。本講座では、車いすの操作法や手話などの基礎を学び、受講後、在学中に千代田区の行う事業に参加することも本講座の目的の一つとなっており、将来にわたり、社会に貢献することの大切さを学ぶきっかけ作りを目指している。なお、長期履修生は受け入れておらず、制度を有していない。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援は、学生部長および学生副部長、第3学年の学年主任・副主任、専攻科の学年主任・副主任が主に担当している。対象学生全員に就職希望の個別面談を行い、学生の意向に沿う求人があった場合は、個別に声をかけるなど細部にわたる就職支援を行っている。

本短期大学には、毎年、年間1,000件程度、求人数200名程の求人票が届いている。求人票の取りまとめは総務課が担当し、ファイリングして整理したもの及びWeb上で学生に公開している。公開に当たってはナンバリングを行い、地方別および診療所・病院・行政など検索ができるようデータを作成して、本短期大学学生専用ポータルサイトに公表している。本短期大学学生であれば学内のみならず学外においてもオンデマンドで閲覧できるよう配慮している。

毎年度、短期大学卒業時、専攻科修了時に就職状況を確認・分析し、求人数、求人分野、求人地域等の結果をホームページ、学生案内に掲載し学生の就職支援に活用している。

就職活動はフローチャートを作成し、就職先への見学から採用決定まで、就職担当者が適切な支援を行うため情報共有ができるシステムを構築している。就職活動のステータスごとに適切な助言・支援ができるよう所定様式を整備、提出させている。

就職活動に臨む学生全員に対して、求人票の見方、社会保険の内容や仕組み、給料明細の見方、履歴書の書き方、面接時の服装、話し方、立ち振る舞い等を指導するとともに、希望者には、個別に履歴書の書き方の指導、小論文対策、面接の個人トレーニングなどを実施し、就職試験対策の支援を行っている。

3年次の必修科目として「キャリアデザイン」を開講<区分 基準Ⅱ-A-4の現況に詳細記載>している。歯科衛生士として就業するにあたってのアドバイスや、卒業生の経験や体験談から医療専門職としての歯科衛生士の魅力について改めて気付かせるとともに学生自身の将来への目的意識を明確にして、職業観を身に付け、歯科衛生士としての将来像を考察する。

本短期大学では卒業時に短期大学士を取得し、歯科衛生士国家試験の受験資格が取得できる。卒業直前のガイダンスでは、卒業後・歯科衛生士資格取得後のキャリアアップの手段として、本短期大学同窓会が実施する研修会への参加案内や公益社団法人日本歯科衛生士会の入会案内、各学会における認定資格の取得方法などの説明を行うなど、医療専門職である歯科衛生士としての就業に向けた講義を開設している。

卒業と同時に国家資格である歯科衛生士国家試験の合格、資格取得に向けて、第3学年後期には総合演習を開講、学生のレベルに合わせた個別支援も行っており、高い学修成果をあげている。

また、専攻科学生に対しては、1年間の科目履修とともに個別の研究指導を行い、大学改革支援・学位授与機構による「学士（口腔保健学）」取得支援を行っている。

毎年度、卒業時の学科・専攻課程別に就職状況を分析・検討し、求人数、求人分野、求人地域の結果をホームページ、学生案内に掲載し学生の就職支援に活用している。

【短大卒業生、専攻科修了生進路・就職状況】

区分	令和 3(2021)		令和 4(2022)		令和 5(2023)	
	短期大学	専攻科	短期大学	専攻科	短期大学	専攻科
診療所	30	2	25	3	25	3
病院	7	5	11	5	13	5
企業	0	2	1	2	0	3
進学	(※) 9	0	7	1	10	1
その他	4	1	2	1	2	0
合計	50	10	46	12	50	12

(※) 短期大学の進学者は、全員本学専攻科へ進学

進学希望者に対する支援については、3年生には本短期大学専攻科、専攻科学生には修士課程などの試験対応について支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本短期大学の学生支援については、すべての教職員が関わりながら学生に対応しているが、学生支援業務を専任で行う担当者を配置していないため、教職員間の情報共有が必須となる。書類の作成など、期日が定められているものなど不手際の無いように、ダブルチェックを行っているが、教職員にとっては時間的、精神的なオーバーワークとなっている実態もある。また、全ての学生に対して公平な学修の支援に努めているが、成績下位の学生への支援が中心となる傾向がある。その結果、成績上位から中位の学生への知識・技術を伸長する支援が必ずしも十分ではない状況にある。

今後は、歯科衛生士関連の学会や研修会などの情報を発信し、専門領域で活躍している同窓生との交流を深める場を設けるなどの支援を積極的に行い、優秀な学生に対する、レベルにあった課題の提供や学修環境の更なる整備を進めていきたい。

進路支援では、専攻科への進学を希望する者が年々増加しているが、定員は10名であることから進学を諦める者も多く、定員増の検討も必要と思われる。しかし、一方で指導

教員は、短期大学・学科との兼任となっており、教員の負担が大きくなっているのが現状で、指導教員の人的資源不足が課題となる。併せて、教室等の物的資源も考慮する必要がある、本法人全体での議論が必要である。

就職支援に関しては、専門教職員を配置して、特に歯科衛生士国家試験対策のため就職活動が出来なかった学生が、国家試験受験後から就職活動を開始する場合など、支援を充実させていく必要があると考えている。

バリアフリーの観点から障がいのある学生に対応する施設・設備整備に関しては、本法人全体として対応が進んできたが、本短期大学では、これまで障がいのある入学志願者や在学学生からの申し出がなかったため支援体制の整備が遅れているのが現状である。障がいのある学生への支援は各大学が取り組む課題となっており、引き続き学生部長および学生副部長が、障がいのある学生支援の講習会に参加し、教職員全体に対してFDにて伝達講習を行い情報共有している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

アドミッション・ポリシーでは、専門分野を学ぶ前提として、入学前に基礎学力を獲得していることを求めている。入学前の基礎学力には個人差があり、特に生物学や化学などの理系科目が入学後履修する専門科目のベースになっていることから、基礎学力不足は、専門科目の学修に大きな影響を及ぼすことになる。これらに対応するため入学前教育を充実させる必要があると考えている。入学が比較的早い段階で決まる総合型選抜Ⅰ期および学校推薦型選抜による合格者には、基礎学力の向上と自主学修の習慣形成を促進するため、令和5(2023)年度入学者から、生物、化学、数学、英語、論文講読の5科目の課題を与える入学前教育を開始した。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

回復期・慢性期における臨床・臨地実習の計画については、検討中である。

情報リテラシー教育の習熟度別の田泓については、検討中である。

『障害者差別解消法』の施行に伴う体制整備については、ガイドライン策定の方向で検討を開始した。

令和5(2024)年3月に実施された第33回歯科衛生士国家試験において、卒業生全員の合格を達成することが出来た。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

歯科衛生士国家試験の全員合格を維持するとともに、高いレベルでの学修成果の獲得に向けて、学修支援体制の充実を図っていく。「就職先アンケート」を継続して実施しているが、コロナ禍で臨床実習が不足していた卒業生の評価として、臨床現場での教育に負担があるとの回答があった。現在では通常の臨床実習の実施に戻っているが、即戦力になれる人材の養成を念頭に置いた、カリキュラム改善へと繋げていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本短期大学の教員組織は、各種法令や学則にのっとり、教育課程の編成の考え方であるカリキュラム・ポリシーに基づいて編成している。令和6（2024）年5月1日現在在籍する専任教員は12名で、内訳は教授5名（うち特任教授1名）、講師6名、助教1名であり、その他に助手1名を配置している。短期大学設置基準に定める専任教員数は12名でありこれを充足するとともに、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数と資格を充たしている。

専任教員の職位は、学位と教育・研究の実績、歯科衛生分野での優れた知識および経験を有することなどの短期大学設置基準を充足しており、年齢構成についても特定の範囲に偏ることのないよう配慮している。専任教員の任用、昇任、再任等人事に関する取り扱いは、『学校法人東京歯科大学就業規則』にのっとり、『教育職員選任規程』等、各種規程に基づき適正に行っている。

専任教員の他に非常勤講師（兼担および兼任）を多く任用している。兼担教員は本法人の設置する東京歯科大学専任教員を多く招聘しており、東京歯科大学附属の三つの医療施設における臨床・臨地実習での指導と併せ一貫性を持った教育体制・教員組織となっている。なお、非常勤講師の採用に当たっては、『東京歯科大学短期大学における非常勤講師の任用等に関する申し合わせ』に基づき適正に行っている。

東京歯科大学短期大学

【東京歯科大学短期大学 教員数内訳】 (単位：人 各年度5月1日現在)

区分	平成29年 (開学)	平成30年	令和元年 (完成)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教授	5	5	5	5	5	6	5	5
准教授	2	2	2	1	1	0	0	0
講師	2	2	3	4	4	5	6	6
助教	2	2	2	2	2	1	1	1
専任教員	11	11	12	12	12	12	12	12
助手	—	—	1	—	—	—	1	1
合計	11	11	13	12	12	12	13	13

【東京歯科大学短期大学 非常勤講師内訳】 (単位：人 各年度5月1日現在)

区分	平成29年 (開学)	平成30年	令和元年 (完成)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年
兼担	18	17	17	25	28	28	26	27
兼任	12	14	14	15	12	12	13	13
合計	30	31	31	40	41	40	39	40

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本短期大学の専任教員は、関連する分野における幅広い知識、新しい知見を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会など可及的に出席・参加して見

識を広めている。これらで得られた知見は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、担当する授業にもフィードバックされている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、その他授業と直結した教育研究活動なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している。東京歯科大学との共同研究は本短期大学開学当初から実施されており、平成29（2017）年度に東京歯科大学が採択された文部科学省の研究ブランディング事業にも本短期大学教員2名が共同研究者として参加し、共同研究を進めている。また、外部研究費の獲得に向けて、毎年科学研究費補助金の申請を行っており、毎年採択されている。その他の外部研究費による研究も行われている。【下記表参照】

【科学研究費補助金および外部研究費等獲得状況】

(単位：円)

区分	科学研究費補助金						外部研究費 (奨学研究寄付金・ 受託研究費等)	
	若手		基盤B		基盤C		件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
令和元(2019)年度	1	3,380,000	—	—	—	—	1	400,000
令和2(2020)年度	1	4,290,000	1	5,590,000	—	—	3	3,400,000
令和3(2021)年度	1	4,030,000	1	7,150,000	—	—	3	1,400,000
令和4(2022)年度	—	—	1	4,680,000	—	—	3	1,700,000
令和5(2023)年度	1	390,000	—	—	1	2,340,000	2	1,500,000

教員の研究活動に関しては、『東京歯科大学短期大学における研究者の行動規範』、『東京歯科大学短期大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程』、『東京歯科大学短期大学における公的研究費の管理・監査実施基準』、『東京歯科大学短期大学における公的研究費に係る不正防止計画』において、研究を行う上で遵守すべき行動や態度を示すとともに、研究が適切な方法で進められているかを確認できる体制を整えている。また、科学研究費については、東京歯科大学と共同で採択者向けの使用ルールの説明会を開催するとともに「科学研究費使用ルール（ハンドブック）」を作成・配付して研究費の適正使用に努めている。

毎年、東京歯科大学主催の「研究倫理研修会」に全教員が参加している。研究成果は、教員個々の所属学会や東京歯科大学学会の歯科学報や東京歯科大学欧文紀要の The Bulletin of Tokyo Dental College で公表されており、発表する機会は確保されている。

研究活動は、本短期大学の研究室、実験室だけでなく、東京歯科大学の口腔科学研究センターの研究機器や実験動物施設、共同研究を行う各講座の研究室を使用して遂行されている。

研究時間は、担当の授業、大学の諸行事、学生募集活動等の業務以外の時間を利用して確保しており、専任教員はその成果について論文発表、口頭発表など行っており、自己研修・研鑽も積極的に行っている。

『学校法人東京歯科大学旅費規程』、『東京歯科大学短期大学 研究費等支給に関する申

し合わせ』に基づき、専任教員（研究者）に対し、研究旅費や論文発表などの支援を行っている。

FD・SD活動を組織的、継続的に実施するために『東京歯科大学短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程』、『東京歯科大学スタッフ・ディベロップメント実施方針・計画』、『東京歯科大学短期大学スタッフ・ディベロップメント実施方針・計画』を定めている。本短期大学のFD・SD活動は原則教職員全員参加で、月に1回の割合で実施している。このように職員もFD活動に参加・協力していることから、教員と職員の連携は円滑に行われている。FD・SDでは様々なテーマを取り上げており、これらの活動を通して、授業・教育方法の改善を行っている。

学生の学修成果の獲得については、毎月開催される学務委員会で報告、必要に応じて関連委員会と連携するなどして改善方法等が検討される。毎週開催する教職員全体ミーティングにおいて、学務委員会での検討内容・結果が報告され、全教職員が情報共有することで学生の学修成果の獲得が向上するよう努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本法人の事務組織体制は、法人事務局、大学事務局および短期大学事務部により構成（組織図、p5参照）されている。大学事務局には、大学事務部の他、附属医療施設である水道橋病院、市川総合病院および千葉歯科医療センターにそれぞれ事務部が置かれており、全ての部門は事務分掌規程によりその責任体制が明確に規定されている。

短期大学事務部の組織、事務処理および事務分掌については、『東京歯科大学短期大学事務部の組織並びに事務処理規程』および『東京歯科大学短期大学事務部の組織並びに事務分掌規程』に組織・権限・責任体制等を規定している。なお、本短期大学は、水道橋キャンパスに東京歯科大学に併設する形で設置されており、法人事務局および大学事務局とは緊密な連携を図り、情報共有しながら業務を執行している。図書館や一部教室を大学と共用していることから、大学事務局および図書館図書課とは連携を強化して、学生支援、教員支援に当たっている。また、本短期大学学生（2年次、3年次および専攻科）は、東京歯科大学附属の三つの医療施設（水道橋病院、市川総合病院および千葉歯科医療センター）での臨床・臨地実習を行っており、各病院事務部と短期大学事務部が連携、情報共有を行いながら学生の修学（就学）支援を行う体制を整えている。

令和5(2023)年6月現在、短期大学事務部には、4名の専任職員を配置している。総務課長(教学課長代行兼務)は附属病院事務部での勤務経験もあり、東京歯科大学の教学部門および研究支援部門での勤務経験が長い。教学係長は歯科衛生士の資格を有している。これらの勤務経験や資格は学生の修学(就学)支援や学修成果向上のための教員支援においても、歯科の専門的知識を持っていることから、様々な場面で専門性が活かされている。また、事務部長は東京歯科大学附属の三つの医療施設および東京歯科大学の庶務人事、教学部門での勤務経験も長く、それぞれの部門での管理職としての経験も豊富であり、専任職員の能力と適性を考慮しながら、個々の能力が発揮できるよう勤務管理を行っている。短期大学事務部は専任職員が4名と少人数ではあるが、法人事務局、大学事務局および図書館図書課と連携することで、円滑な業務遂行に努めている。

事務室は教員室とキャビネットを隔てて隣り合わせで配置されており、学生の修学(就学)支援、学修支援といった教職員が協働することで成果が期待できる業務を遂行しやすい環境となっている。教職員の情報端末(PC)は、ネットワークで繋がれ、クラウドを利用して教職員は必要なデータを共有している。なお、成績管理、入学試験データはネットワークから切り離された環境で保管・管理している。事務処理に必要な機器備品の整備は十分に行っており、事務処理に係る環境は整っている。

本短期大学のSD活動は、『東京歯科大学短期大学スタッフ・ディベロップメント実施方針・計画』に基づき、東京歯科大学と連携しながら計画・実施している。

事務職員は、上司の指示に従い業務を遂行しており、業務終了後、日々業務日誌を記載している。これにより業務の進捗状況の確認や職員同士の情報共有を行い、これを基に業務の偏りや、業務フロー、特定の職員に負荷が掛かっていないかなど定期的に点検・評価を行い、業務改善に繋げている。また、給与システムや学校会計システム等、法人全体で使用する業務システム、各種手続き書類・事務処理手順等、法人全体で共用しているものも多く存在しており、法人全体の事務系管理職の連絡会である全体課長会において、情報共有を行うとともに業務フローなどの業務改善について問題提起がなされ、大学事務局が中心となり所属組織横断的に検討を行っている。

本短期大学のFD・SD活動は教職員全員参加が原則となっており、教職協働の基盤となっている。学務委員会や教授会など学生の学修成果の獲得に係る重要な会議体にも事務部長、総務課長が出席しており、教員および職員との間の情報共有は充分できている。更には毎週開催する教職員全体ミーティングにおいて、各種委員会、学務委員会、教授会等での審議・決定事項が報告され、全教職員が情報共有した上で学生の修学(就学)指導を行っており、延いては学生の学修成果の獲得の向上に繋がっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

本法人は三つのキャンパス（水道橋キャンパス、市川キャンパス、千葉キャンパス）において、それぞれに教育活動、研究活動、診療活動を行っており、三つのキャンパスに勤務する教職員の就業に関しては、労働基準法及びその他の関連法令に基づき制定された『学校法人東京歯科大学就業規則』にのっとり運用・管理がなされている。就業規則は、採用から退職まで、教職員の権利と義務を網羅しており、これに基づき『育児休業規程』、『介護休業規程』など必要な規程を定めている。

就業規則等、全ての規程は教職員ポータルサイトにおいて公開・周知されており、教職員は必要な時にオンデマンドで、情報入手、必要であれば印刷物として出力できる環境を整えている。

本法人全ての教職員には、ICチップを埋め込んだカードによる職員証を携帯させ、これを利用して出退勤時には専用端末で記録を取り、法人全体で稼働する勤怠管理専用システムにより出勤時間、退勤時間および在館時間等を管理している。なお、本職員証による勤怠管理システムは、3キャンパスに共通で使用することが出来、キャンパス間を移動する場合も出退勤および在館時間を記録することができる。教職員の勤務について、教員は管理職を除き、フレックスタイム制を採用しており、3か月を1タームとして労働時間を管理している。また、職員も管理職を除き1年を単位とした変形労働時間制を採用している。本短期大学においても本勤怠管理システムを使用して勤務管理を行っており、総務課において教職員全員の勤務状況を把握、管理している。時間外労働・休日労働に関する協定（三六協定）、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、フレックスタイム制に関する協定届については、三つのキャンパスごとに、所轄労働基準監督署へ提出しており、本短期大学の教職員分は、水道橋キャンパスを構成する一部署として、東京歯科大学、東京歯科大学水道橋病院、法人事務局の教職員分と合算した労働者数で届出書類を法人事務局にて作成、法令に基づき提出している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本短期大学では、必要最小限の人的資源の配置により運営しており、教員、職員ともに一人の果たす役割が多岐にわたることが多く、業務が属人的になりがちである。情報共有を進め、教職員が協働することで、特定の教職員に業務が偏ることのないよう業務改善を進めている。また、入学式、卒業式、入学者選抜試験やオープンキャンパスなどでは、全教職員が休日出勤・時間外勤務で対応せざるを得ない状況となっている。実施方法、開催方式などを検討、工夫することで、人的資源の効率的な活用方法を探っていきたい。

教員の研究活動の活性化が、教員の資質向上、教育の質の向上にも繋がるものと考えている。科学研究費補助金については、毎年継続して申請・獲得しているが、これを引き続き獲得していくためには、教員間相互での研究プロセスや成果について更なる情報共有を図り研究活動の活性化を推進していくことが必要である。また、申請に向けての研究計画書のブラッシュアップについては、東京歯科大学研究部の支援を受けており、よりレベルの高い研究計画書が作成できるスキルの修得も推進していきたい。奨学寄附金等外部資金については、限られた教員が獲得しているが、東京歯科大学教員との連携を強化するなど積極的に獲得できるよう進めていきたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

文部科学省では、実務家教員の配置を政策誘導している。本短期大学の専任教員は、歯科医師資格または歯科衛生士資格を有しており、教員はそれぞれの資格をもとに行政の分野、研究の分野、医療（臨床）の分野でこれまでに十分な経験を重ねており、担当の授業科目においてこれらの経験を活かした教育活動を行っている。また、東京歯科大学水道橋病院においては、教育活動に支障のない範囲で、日常的に臨床活動を行って実務家としての経験を更に積み重ねている。

令和4（2022）年度に任用した歯科衛生士教員（助手）については、本学専攻科を修了、学士の学位を取得後直ちに任用されており、歯科衛生士資格取得後、経験が浅いことから、水道橋病院の科衛生士とともに同病院の診療各科、臨床の現場において研修を行って経験を積んでいるところである。

超高齢社会の到来に伴い、在宅歯科診療や摂食嚥下分野が、社会から注目を集めているところである。この分野にも水道橋病院の訪問歯科診療チームの一員として、本短期大学の歯科衛生士教員が派遣され、臨床現場にて研鑽を積んでいる。なお、本短期大学学生の臨床・実地実習に訪問歯科診療も取り入れており、この分野の臨床・臨地実習に際しては、歯科衛生士教員が同行して学生指導を行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本短期大学は、本法人が設置する東京歯科大学と同一校地・校舎内に併設されており、多くの施設・設備等を共有している。本評価基準による点検・評価に当たっては、本短期大学および東京歯科大学とを併せて記述する。

本短期大学の校地は東京歯科大学と共用しており、面積は校舎敷地（6,320.19 m²）と運動場用地（12,538.67 m²）を合わせて18,858.86 m²である。これは短期大学設置基準第30条に規定する面積を充足している。なお、運動場は千葉市美浜区の千葉キャンパスに設置しており、陸上競技（トラック競技、フィールド競技）、サッカー・ラグビー等の球技が行えるグラウンド及び全天候型テニスコート2面を設けている。また、体育館も備えており、運動場の面積としては適切である。【下記表参照】

【校地等】

区分	収容定員	基準面積	専用	共用	合計
東京歯科大学短期大学	150人	1,500 m ²	0 m ²	18,858.86 m ²	18,858.86 m ²
東京歯科大学	840人	20,796.97 m ²	67,820.40 m ²	18,858.86 m ²	86,679.26 m ²

基準面積： 東京歯科大学短期大学 1,500 m² (150人×10 m²)

東京歯科大学 21,661.77 m² (840人×10 m²+13,261.77 m²)

校舎面積は、専用部分（1,648.60 m²）、共用部分（4,682.79 m²）を合わせて、6,331.39 m²である。短期大学設置基準第 31 条別表第二イに規定する基準校舎面積は専用部分とされているのでこれを充足していないが、別表第二イ備考 7 において、『この表に定める面積は、専用部分とする。ただし、当該短期大学と他の学校、（中略）が同一の敷地又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。』とされており、これを充足している。【下記表参照】

【校舎】

区分	収容定員	基準面積	専用	共用	合計
東京歯科大学短期大学	150 人	1,950 m ²	1,648.60 m ²	4,682.79 m ²	6,331.39 m ²
東京歯科大学	840 人	11,950 m ²	22,217.81 m ²	4,682.79 m ²	26,900.60 m ²

基準面積： 東京歯科大学短期大学 1,950 m² ①

東京歯科大学 18,050 m² ②

【短期大学と東京歯科大学を合わせた基準面積】 = 20,000.00 m² ① (①+②)

【専用部分面積：短期大学】 = 1,648.60 m² ②

【専用部分面積：東京歯科大学】 = 22,217.81 m² ③

【共用部分面積】 = 4,682.79 m² ④

① 20,000.00 m² < ②+③+④ 28,549.20 m²

教室等の配置については、専用部分と共用分とを効率的に活用しており、選択科目や実習科目において少人数制を採用している。これらに充分対応できる教室等の配置となっており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための講義室、演習室、実験・実習室を備えている。

【教室等】

講義室	演習室	実験・実習室	備考
19 室	16 室	2 室	講義室 15 室、演習室 16 室は大学と共用

特筆すべきは、本短期大学専用として設計・設置した実験室および実習室である。実際の診療に使用することのできる歯科診療チェアを 10 台配置した実習室では、歯科診療所を模した設計で、学生相互の実習をはじめとした臨床に即した実習ができる。また、実習機 56 台を配置した実験室ではマネキンを使用して超音波スケーリングやバキューム操作のトレーニングを行うことができるよう設備を充実させている。臨床・臨地実習の前に行う基礎実習は主にこの実験室および実習室で実施している。基礎実習では、教員自らが模型などを使って臨床の実際、手技を見せてから、それを学生自身が模倣しながら行うこ

とを繰り返して技術を修得していくものである。実際の臨床現場での歯科治療は、患者の口腔内で細かな手技が行われることが多く、基礎実習においてもこれを一度に多くの学生に示説することが難しい。臨床に即した基礎実習においては、いかに学生一人ひとりに教員の手技を見せ、修得させるかについては、様々な工夫をしているところである。口腔内での細かな手技を全ての学生に同時に見せながら示説するために、教員が行う手技、手許を大きくカメラで映し出し、実習机、チェアサイドの画像モニターに映写するなど、学生全員に効率よく平等に見せ、示説することで教育効果をあげている。

バリアフリーの観点から、校舎各所にスロープ、手すり、自動ドアを設置して、障がいのある学生も快適にキャンパス内で過ごせるよう対応している。多目的トイレは本館1階、12階および西棟5階に配置している。また、キャンパス全ての校舎にエレベータが設置されており、一部に障がい者対応として、エレベータ内に鏡を設置し、車椅子に乗車したまま行先ボタンが押すことができる【障がい者対応】仕様としている。

授業用機器設備、ICTについては、積極的に導入、活用している。併設の東京歯科大学ではこれらのことを20年以上前から積極的に導入、活用し、平成17(2005)年度には文部科学省『特色GP』『現代GP』に選定された。両取組ともにICTを効率よく取り入れ教育効果を高める取り組みとして選定されたものである。これらの事例から本短期大学においても、授業用機器設備、ICTの導入、活用が教育効果に著しく反映されることを充分理解し、教職員間でコンセンサスを得ている。医療系大学である本短期大学は、臨床現場から提供される症例写真・治療手技等のビデオ・各種視覚素材等を提示しながら講義、実習を行うことにより病態や治療用器材の形状、使用法、手技などの理解を深め、臨床に即した実験室および実習室での基礎実習では、実際の臨床に限りなく近い状態でのシミュレーション教育を実施することにより高い学修効果をあげている。【授業用機器備品については、下記表を参照】

【授業用機器備品】

※講義室、演習室含め学内には無線LAN完備

教室等名			収容人数	設備・備品等					備考
				マイク	プロジェクター	モニター	PC操作卓	スクリーン	
本館	講義室	14F 1~3 教室	各 56	○	○	各 2 台	○	○	
	実験室	14F 実験室	56	○		56 台			実習机 56 台
	講義室	13F A 教室	240	○	○	6 台	○	○	共用・PC 教室
	〃	〃 B 教室	150	○	○	4 台	○	○	〃
	〃	〃 C 教室	81	○	○	2 台	○	○	〃
	演習室	〃 セミナ1~10	6~12						〃・PBL
	講義室	11F 11-B 教室	12						
西棟	実習室	5F 実習室	50	○		○			診療ユニット10台
市川	講義室	1~10 講義室	各 12						共用
	演習室	スキルス・ラボ1~4	各 6						〃・シミュレータ
千葉	講義室	講義室 1,2	18,36			○		○	〃
	演習室	映像カメラ室	8						〃
	〃	スキルス・ラボ	12						〃・診療ユニット4台

東京歯科大学は、3キャンパス（水道橋キャンパス、市川キャンパス、千葉キャンパス）で教育活動、研究活動、診療活動を行っており、図書館は3キャンパスともに設置している。本短期大学は水道橋キャンパスに併設されており、同キャンパスに設置された図書館3施設を供用している。蔵書数、学術雑誌数、各種資料および閲覧座席数は適切である。【次頁表を参照】

医学・歯学・歯科医療分野の発展・高度化は目覚ましく、これに伴い本短期大学で行われる授業および研究内容も年々高度なものとなっている。これを情報面から支えているのが図書館であり、その役割も重要なものとなっている。本短期大学の学生は、3キャンパスに設置されている附属施設（水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センター）での臨床・臨地実習を行っており、臨床・臨地実習での疑問等の解決に3キャンパスに設置された図書館がその役割を果たしている。市川キャンパスには、東京歯科大学市川総合病院内に図書館が設置されており、歯科医師、歯科衛生士だけではなく医師である医科系教員、看護師、薬剤師等医療系職員も多く利用していることから、歯学、歯科医療だけではなく医学、一般医科に関する蔵書、資料が豊富に揃えられている。これは、水道橋キャンパス、千葉キャンパスの図書館にも共通した東京歯科大学図書館の特徴と言える。

東京歯科大学図書館はホームページを開設しており、図書館の利用案内、PubMedや医中誌Webなどの文献検索、新着図書、蔵書、学術雑誌等の検索、各種サービスの申し込みなど、学生および教職員が利用しやすいよう環境整備を行っている。また、学生便覧には図書館の利用案内を掲載している。

3キャンパスの図書館に配置する図書・書籍等の選定等に関しては、『東京歯科大学図書館規程』及び『東京歯科大学図書委員会規程』に基づき、月に1回の割合で図書委員会が開催され、検討・審議の上、購入している。この委員会に本短期大学からも委員が任命されており図書の購入選定等、本短期大学からの要望を反映させている。一方、廃棄については、『東京歯科大学図書館規程』および『東京歯科大学図書管理規程』にのっとり執行されている。なお、本短期大学では、通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

【図書館】

区分	水道橋キャンパス*			千葉キャンパス	市川キャンパス
	本館 10 階	新館 4 階	さいかち 7 階		
面積	274.14 m ²	398.98 m ²	142.88 m ²	1,960.0 m ²	151.0 m ²
閲覧座席数	51	73	30	77	20

※水道橋キャンパス 3 館が東京歯科大学と共用

【蔵書・資料】

(令和 4 (2022) 年 7 月 1 日現在)

図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種		視聴覚 資料 点	機械 ・器具 点	標本 点		
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕					
109,029 〔15,390〕	4,515	〔2,033〕	883	〔649〕	1,147	0	0

※水道橋、千葉、市川 3 キャンパス合計の蔵書・資料

千葉キャンパスに十分な広さの体育館を有している。本短期大学では、体育の正課授業は行っていないが、学生課外活動等で利用されている【下記表参照】

【体育館】

区分	面積	施設の内訳	主な用途
体育館(共用)	2,789.11 m ²	1F 体育室 5、2F アリーナ	学生課外活動等

令和 2 (2020) 年から感染が拡大した新型コロナウイルスは、授業のあり方そのものにも大きな影響を与えた。本短期大学においても感染拡大の状況に応じて、対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型の授業を展開するなど、教育の質を確保できるよう工夫した取り組みを行ってきた。併設の東京歯科大学では、ICT を駆使した教育を従前から導入しており、多様なメディア・コンテンツを活用した授業を展開してきた。そのノウハウを本短期大学においても活かして対応している。オンライン（遠隔）授業は、原則 Zoom Meeting を利用して実施しており、教員の PC がそのまま教壇になるイメージである。一方で、東京歯科大学および本短期大学の多くの教員が個室を有していないことから、複数の教員が在席する教員室からの配信では授業に集中できないことも考えられる。このことから東京歯科大学と共用で遠隔授業用のスタジオを急遽本館 12 階に設置して環境改善を図った。配信専用の PC の他、複数のモニター、電子黒板、OHC などを備え様々な教育素材を生かした授業が行える環境を整備した。対面授業のみならず多様なメディアを高度に利用した遠隔授業、これらを相互に交えたハイブリッドな授業も展開できることになり、教育効果を考慮して、適切な授業形態が選択できる環境をソフト面、ハード面の双方から環境整備を行った。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の調達・管理については、『学校法人東京歯科大学経理規程』を基に『学校法人東京歯科大学固定資産及び物品調達規程』、『学校法人東京歯科大学固定資産及び物品管理規程』及び『固定資産減価償却耐用年数等に係る内規』を定め、これにのっとり業務を執行している。規程にのっとり管理される施設設備・備品は、備品管理台帳により一括管理されており、年に一度、担当者により備品検査を実施して所在等の確認を行っている。

水道橋キャンパス校舎全体の保守管理（警備、施設・設備管理、清掃）は、法人事務局が専門業者との間で保守管理契約を締結・委託しており 24 時間体制で維持管理が行われている。水道橋校舎全体の統括防火・防災管理者は法人事務局庶務課長を充て、建屋ごとに防火・防災管理者を任命、これを補佐する火元責任者を各建屋・各階・部署ごとに任命しており、火災・災害時には指示命令・報告が細部に行き渡るような組織構成としている。専門業者との保守管理委託契約には、防火・防災、地震対策、防犯に係る施設点検、全学的な訓練の実施支援まで網羅されており、統括防火・防災管理者を中心として月に 1 回の割合で管理の状況等報告・確認のための協議会を開催している。防火・防災の訓練は、同じ校舎に附属病院もあることから、患者誘導の想定も含めて定期的実施している。防火・防災に係る規程の策定が遅れていたが、令和 4 年 12 月に『学校法人東京歯科大学防火・防災管理規程』を制定した。

我が国のエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、エネルギー創生のための化石燃料を輸入に依存している。また、地球温暖化という世界的な共通課題への対応の観点から、近年、所轄官庁からも省エネルギー・省資源対策、環境保全に対して協力要請が頻繁となってきた。激動する世界情勢に起因するエネルギーの高騰、更にはこの数年の異常気象による電力不足は社会的な問題となっている。本法人では、特に電力需要の高まる夏季期間を中心に、エアコンの設定温度や照明節電について、全教職員に向けて協力文書を発出して協力を求めている。また、照明装置の改修に当たっては、電力消費量抑制の観点から LED 化を推進している。更にはトイレなど入室しない時間のある空間について人感センサーの取り付けを進め、校舎全体として省エネ化を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

新型コロナウイルス感染拡大により、学生間のソーシャルディスタンスの確保が必要とされている。本短期大学では学年ごとに履修する授業が主であり、座学においては、一学年一教室（座席数：56）で実施している。実習科目については、学年を半数に分け 2 グループで行うカリキュラム構成として教育効果の向上を図るとともに学生同士の密を回避する工夫を行った。また、感染拡大時には学年の授業時間を交差させ、座学においては複数教室に振り分け着席させ ICT を活用するなど工夫して授業を展開してきた。短期大学設置基準に照らし合わせ、校舎等は十分な面積を確保しているものの、学年ごとの専用教室が 14 階に集中していることから、同様の専用教室が隣接階に設置されることが望ましい。また、スペースの確保の観点からは、学年ごとの教室は、収容人数に余裕をもった教室の配置が望ましい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本法人では、バリアフリーの観点から、キャンパス全ての校舎にエレベータを設置するとともに、校舎各所にスロープ、手すり、自動ドアを設置している。また、多目的トイレや障がい者対応エレベータの設置など、障がいのある学生も快適にキャンパス内で過ごせるよう整備している。

令和 2（2022）年から感染が拡大した新型コロナウイルスへの対応として、対面授業と遠隔授業を組み合わせ、ハイブリッド型の授業を展開して、教育の質を確保できるよう

工夫をしてきた。オンライン（遠隔）授業は、原則 **Zoom Meeting** を利用して実施するため、遠隔授業用のスタジオを本館 12 階に設置し、PC の他、複数のモニター、電子黒板、OHC などを備え様々な教育素材を生かした授業が行える環境を整備した。

法人全体として、電力削減の取組として『スマートクロック（電力監視システム時計）』導入した。水道橋校舎の主要階に設置して、デマンド電力消費量および予想消費量を視覚的に示し、教職員の節電の意識醸成に資するものである。また、デマンド電力消費量が契約電力量の 95% を超えた場合、スマートクロックから各部署で任命された省エネ対策責任者にアラートが発信され、責任者は部署内で注意喚起を行うとともにエアコンの温度調節など必要な策を講じることとした。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本短期大学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学修を支援する資源として、<基準Ⅲ-B 物的資源>に示す通り授業用機器備品を整備している。本短期大学専用の本館 14 階の 3 つの教室にはそれぞれに視聴覚機器（プロジェクター1台、モニター2台等）を常設しており学修成果を獲得させるための資源として活用されている。また、教育課程編成・実施の方針に基づく情報技術の向上に関する学生へのトレーニングについては、第 1 学年前期に開講する「情報リテラシー」において情報技術向上のためのスキルを教授している。授業前に、学生の情報技術レベル把握のため、メールの送受信や Microsoft Office の使用経験、インターネットや SNS の使用状況に関するアンケート調査を行い、新入学生のレベルに沿った授業・トレーニングを展開している。教職員へのトレーニングについては、日々研鑽を積む必要があるが、特に教育に必要と思われるツールやスキルについては FD を通じて情報を提供している。コロナ禍におけるオンライン（遠隔）授業を実施するために Zoom Meeting や Google Meet の効率的な利用方法や Google ドライブを活用したデータ共有方法について情報提供を行った。

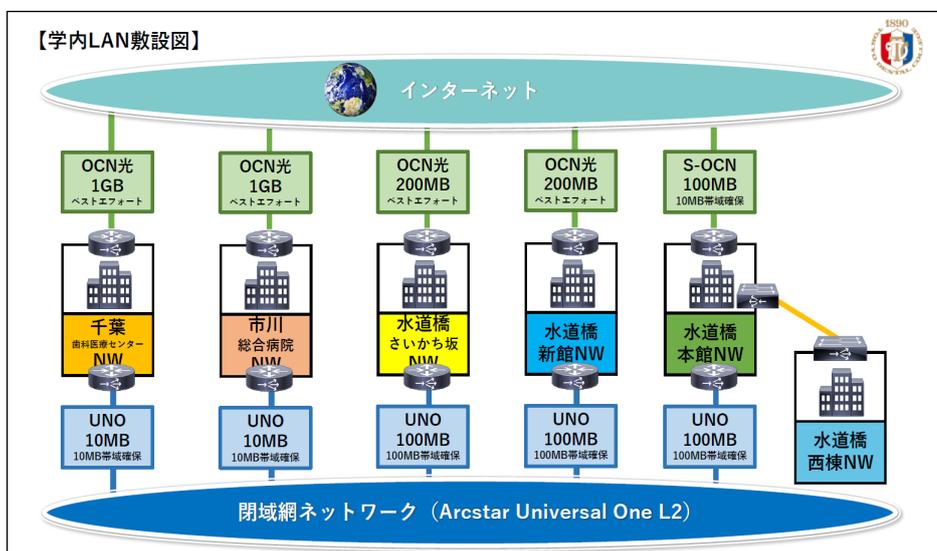
学内の学術情報ネットワークシステム（TDC-Net）、コンピュータを含めた情報機器の設備の維持、整備に関しては、<基準Ⅲ-B>項でも述べたが、法人事務局情報システム管理室が主導して行っている。短期大学内の情報機器の整備やメンテナンスは管理台帳を作成し事務部が管理している。また、学生からの PC 操作などについての質問や相談があった場合は情報システム管理室の支援を受けながら教学部・教育・学習支援部門が対応している。本短期大学に係る TDC-Net の整備・充実についても法人事務局情報システム管理室が主導、連携を図りながら学修支援の更なる向上を図るための環境整備を行っている。学生には本短期大学のある水道橋キャンパスのどこからでも TDC-Net の無線 LAN に接続が可能な環境を整備、提供している。これには教職員および学生ノート PC の安全

なネットワーク利用を目的としたネットワーク認証システムを構築し、安全性と利便性を両立した運用を行っている。

本法人におけるコンピュータシステムのセキュリティについても法人事務局情報システム管理室が様々な対策を行っている。東京歯科大学および本短期大学における教育・研究・診療活動には、情報基盤の充実に加え、情報資産のセキュリティ確保が不可欠であることから、管理するコンピュータ、ネットワーク等を利用し情報を扱うにあたって遵守しなければならない最低限の事項をまとめた『東京歯科大学セキュリティポリシー』を策定している。ここでは学生を含むすべてのユーザーは、学内ネットワークおよび情報資産に対して責任を有しており、情報システム管理委員会はユーザーの教育・指導を行う責任を持つとされている。具体的な一例として、ネットワークに接続する全ての端末に、コンピュータウイルスセキュリティソフトを提供するとともに、新規採用者および新入生に対し情報セキュリティ講習会の受講を義務付けて、実効性を担保している。

新しい情報技術を活用しての授業やマルチメディア教室等の特別教室の利用に関しては、前述した環境下で、教員は情報技術を活用して効果的な授業を行っている。具体的には Microsoft Office (Word、Excel、Power Point) を活用した講義、Google forms を使用したプレテスト・ポストテストの実施、Zoom Meeting や Google Meet を使用して双方向性の授業を展開している。実習科目では、実験室に歯科用マネキンを備えた基礎実習機、実習室には歯科診療ユニットを整備して実際の臨床の場を模したシミュレーション教育を行っている。実験室の全ての実習機、実習室の全ての歯科用ユニットにはモニターが接続され、実習中にコンピュータからの映像やスライド、教員が実際に行う手技などを学生は各自の実習機、歯科診療ユニットに居ながらにして視聴・確認することが可能である。学生が場所を移動することなく、細かい部分まで視聴・確認することが出来る環境を整備・提供することで、教育効果の高い授業を展開している。

本短期大学では学生全員が PC を所有しており、セキュアードされた TDC-Net を無線 LAN システムを利用して学内どこでもオンデマンドで利用することができる。ログインには、個別に設定されたアカウント・パスワードが必要で、法人事務局情報システム管理室が配付、管理している。無線 LAN は教室を含めた全てのキャンパス内で使用可能な環境を整えていることから特別なコンピュータ専用教室の整備はなくとも、通常授業において PC を活用した授業展開が可能である。なお、PC160 台とこれに接続するサーバ 2 台を備え CBT (Computer Based Testing) を実施することのできるコンピュータ教室も東京歯科大学と共用で整備している。



<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学修成果を支援する情報機器は、計画的な維持、整備を継続して経年劣化に対応できるようにしていく予定である。また、Microsoft office (Word、Excel、Power Point) を代表とする日常的に使用するソフトウェアについては日々更新され、また、特定業務に特化した新しいソフトウェアなども開発されている。教職員はこのような現状に対応できるようスキルアップしていく必要がある。また、技術修得実習のための実習机や歯科用ユニットなどの機材は経年劣化や予期せぬ故障なども想定しなければならない。これまで適宜メンテナンスや定期点検を行っており、導入後まだ年数を経っていないことから、現在のところ実習に大きな支障が出たことはないが、不測の事態に備えての対応策と高価な機材であるので、新規購入資金を含めた年次計画を策定していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染の拡大・蔓延時には、第1学年から第3学年の全てがオンライン(遠隔)授業となった。その際に教員は学内の無線LANや有線LANを用いてインターネットに接続し授業を行った。授業実施の際には、Zoom MeetingやGoogle Meetを活用し双方向性の授業を展開し、学生の理解度や形成的評価のためのプレテスト・ポストテストの実施にはGoogle Formsを利用した。インターネット環境が整っておらず、自宅での受講が難しい学生に関しては、学内での受講やWi-Fiの貸出を行うなど学修環境のサポートを行った。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本法人全体の事業活動収支では、過去3年、基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額とも収入超過を維持している。本法人は病床数511床の総合病院を含む三つの大学附属の医療施設を有しており事業活動収入の7割ほどを医療施設からの医療収入が占めている。令和3（2021）年度においては新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金収入増加があり、千葉校舎の建物解体による資産処分差額の増加があったが、収支差額は収入超過を維持した。令和4（2022）年度も医療収入の増加や新型コロナウイルス関連補助金収入などがあり、人件費や医療経費の増加があったものの、基本金組入前当年度収支差額は約19億45百万円の収入超過となった。令和5（2023）年度は医療収入の増加がある一方、新型コロナウイルス関連補助金の減少や医療経費などの増加により基本金組入前当年度収支差額のプラス幅は減少したが、約3億36百万円の収入超過を維持した。

一方、本短期大学では基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額ともに支出超過となっており、学納金や補助金などの収入増加、経費節減に向けて改善が必要な状況である。令和5(2023)年度入学生からは入学金、施設維持費を見直し、学納金の改定を実施して収入の増加を図ることとしている。教育研究経費は経常収入の35%~42%ほどで推移しており一定の額を確保している。教育研究用の施設・設備、図書等については、東京歯科大学との共用部分を含めて整備・確保している。

貸借対照表では、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度および令和5(2023)年度の純資産構成比率はそれぞれ86.4%、87.5%、86.6%となった。日本私立学校振興・共済事業団の私学財政データによると、令和4(2022)年度の全法人(564法人)平均は86.0%であるので、一定の水準を確保していると言える。

【純資産の推移】

(単位：百万円)

区分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
純資産額	67,283	67,977	68,086	70,031	70,367
純資産構成比率	86.0%	86.3%	86.4%	87.5%	86.6%

退職給与引当金は、期末退職金要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

本法人では、『資金運用管理規程』を定めており、原則的に定期預金等の安定的な資金運用を行っている。公認会計士からの監査意見は毎年度特段の指摘はなく適正意見となっている。

寄付金や学校債については、法人として「施設設備整備資金寄付金」の募集を行っている。なお、現状、本短期大学独自の寄付金募集は行っていない。

入学定員充足率、収容定員充足率は、下表のとおりであり100%以上を確保しており、妥当な水準である。

【入学定員充足率】

区分	入学 定員	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
歯科衛生学科	50	52	51	55	53
		104.0%	102.0%	110.0%	106.0%
専攻科 歯科衛生学専攻	10	11	10	12	12
		110.0%	100.0%	120.0%	120.0%

【収容定員充足率】

区分	収容 定員	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
歯科衛生学科	150	153	153	155	157
		102.0%	102.0%	103.3%	104.7%
専攻科 歯科衛生学専攻	10	11	10	12	12
		110.0%	100.0%	120.0%	120.0%

予算編成にあたっては、『学校法人東京歯科大学中期計画』を踏まえ年度ごとの事業計画と予算を策定している。毎年1月までに、予算単位ごとに会計担当課で取りまとめ、事務部長および担当課長を中心に収支状況や施設設備計画、特殊要因などを検討した案を予算単位内で審議し、予算単位責任者の承認を経て予算事務局である法人事務局に申請する。法人事務局では申請を精査の上、法人全体の収支を勘案して予算案を作成し、2月の予算委員会の審議を経て、3月の評議員会、理事会で決定される。決定した事業計画と予算は各予算単位の事務部門等に速やかに周知し、予算書は4月中旬までに配付している。また、これまで財務関係比率に関する目標を設定していなかったが、令和5(2023)年3月に理事会、評議員会の承認を得て、「学校法人東京歯科大学中期財政計画」を策定し、財務にかかる数値目標を設定した。この財政計画は、過去の実績や令和5(2023)年度の施設・設備予算と収支予算の状況、過去の執行率などを参考にシミュレーションし、現在のコロナ禍や物価高騰の状況も踏まえて、中期計画の最終年度である令和6(2024)年度の財務関係比率の目標値を定めたものである。今後は令和6(2024)年度まで実績の推移をチェックしていくとともに、次期の令和7(2025)年度を始期とする中期計画策定に向けて、中期財政計画を再検討し改定を実施する予定である。

予算執行ルールは、寄附行為に基づき、『学校法人東京歯科大学経理規程』、『学校法人東京歯科大学固定資産及び物品調達規程』、『学校法人東京歯科大学固定資産及び物品管理規程』等の経理関係諸規程にしたがい、事務責任者、予算単位責任者、理事長の各段階での決裁により予算執行管理を行っている。予算執行においては、決算までの一年を通じて、経済的効率性、目的合理性、有用性などを各段階で検討した上で可否を決定している。

日常の出納業務は、『学校法人東京歯科大学経理規程』にのっとり各会計担当課長のもと適切かつ円滑に実施している。現金・預金の残高は日計表を作成し経理事務責任者を経て各施設の経理責任者に報告している。また、残高試算表を毎月作成し、経理事務責任者を経て各施設の経理責任者に報告している。

資産の管理は、固定資産及び物品管理規程に基づき、資産管理台帳に記録して適切に管理している。資金については、資金管理規程に基づき適切に会計処理を行い、運用資産は毎月管理台帳に記録して残高を管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本法人は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」による経営状態の分析では、正常状態を示す「A3」となっている。

本短期大学は、歯科衛生士を養成する「歯科衛生学科」のみの 1 学科を置く短期大学であり、学則第 1 条において、「豊かな教養と高い人格とを備えた人材を育成し、歯科衛生士に必要、かつ、高度な学芸を教授研究するとともに、口腔保健を通じて人類の福祉に貢献することを目的」として謳っている。超高齢社会により生じた歯科医療を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ歯科衛生士の担当する領域は、これまでとは比較にならないほど広くなるとともに高い専門性が求められ、さらに、人間的に優れた良識豊かな高度専門職業人としての歯科衛生士の養成が求められている。また、超高齢社会により基礎疾患を有する高齢者は増加しており、国の推進する地域包括ケアシステムにおいては、病院、介護、在宅、地域に拡大する歯科保健医療提供の場の必要性が高まっている。更には、これまでの歯科衛生士教育では想定されていなかった終末期・末期医療の現場にも歯科衛生士の関与が求められており、それに対応できる高い倫理観と人間性、優れた技術・技能を併せもった歯科衛生士の養成を目指している。

本短期大学卒業生が、歯科衛生士国家試験においては、継続して高い合格率を維持していることから、入学志願者数にも反映しており、令和 2（2020）年度の 81 名から令和 5（2023）年度には 120 名に増加、一定の志願者を確保している。入学志願者の毎年の動向、他の歯科衛生士養成校の動向も注視しながら、入学者選抜方法、実施日等を検討して入学志願者の確保に努めている。また、本短期大学全体の収容定員充足率は 100%以上を維持して安定的な学納金収入を確保している。前述の通り、本法人全体での事業活動収支は堅実に収入超過を維持しているが、本短期大学においては支出超過の状況が続いており、学納金および経常費補助金等の増額に努めている。

【歯科衛生学科 入学志願者数】

(単位：人)

入試種別等	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
全体	81	61	178	120
総合型選抜	—	—	78	64
学校推薦型選抜	46	39	50	43
社会人・学士等特別選抜	1	4	8	2
一般選抜	34	18	42	11

学生募集活動として、オープンキャンパスの開催やホームページの内容の充実を図っており、令和4（2022）年度入試からは総合型選抜を導入し、入学志願者増を図っている。学納金については、令和5（2023）年度入学生から入学金と施設維持費を改定し、財政基盤の充実を図っている。

人件費比率は、下表のとおりとなっており、本短期大学の人件費比率は高い数値となっているが、人員としては最少人数で運営しており、本短期大学の専任教職員の他東京歯科大学の教職員とも連携して教育・研究活動を行っている。

【人件費比率】 (単位：千円)

	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		「今日の私学財政」より 全国平均（令和4年度） 大学法人 46.1% 短大法人 60.1%
	法人全体	短期大学	法人全体	短期大学	
人件費	12,921,183	213,679	12,861,582	180,158	
経常収入	29,737,090	290,289	28,872,212	271,233	
人件費比率	43.5%	73.6%	44.5%	66.4%	

施設設備は、平成29（2017）年度の開学時に整備しており、今後の更新時期に向けて更新計画を立案していく予定である。

本短期大学における外部資金の獲得にあたっては、まずは文部科学省科学研究費を獲得できるよう東京歯科大学と共同での取組を推進している。研究費の獲得状況は下表のとおりである。また、法人においては、土地や建物賃貸により収益事業を実施し資産の活用を図っている。

【外部資金の獲得状況】 (単位：千円)

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
全体	12,880	12,180	6,380	4,230
文部科学省科学研究費	9,880 2件	11,180 2件	4,680 1件	2,730 2件
奨学研究寄付金 ・受託研究費等	3,400 3件	1,400 3件	1,700 3件	1,500 2件

開学以来、入学定員を充足しているが、本短期大学の事業活動収支差額は支出超過の状況が続いており、収入の増加・経費節減に全教職員の協力のもと努めている。

本短期大学学長および事務部長は、法人評議員であり評議員会に出席する他、理事会にも陪席しており、法人の経営情報については充分理解している。本短期大学内において、経営情報等を、教授会、教職員全体ミーティング等で情報共有するとともに、SD活動の一環として事務部長から教職員全体に予算、決算、収支状況について、法人全体の状況および本短期大学の学校経営状況を説明して危機意識を共有するようにしている。また、法

人全体としては事務部の課長会等の機会に情報共有を図っており、決算書等の情報も学内ネットワークを通じて周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本短期大学では、事業活動収支差額が支出超過となっており、収支の改善を図ることが喫緊の課題となっている。本短期大学の収入は、学納金収入が主であり、収支改善のためには入学定員、収容定員増を検討する必要がある。超高齢社会における歯科衛生士のニーズは高まっており、社会的評価指標・学修成果である歯科衛生士国家試験の成績結果も相まって本短期大学への入学志願者も増加の傾向にあることから、定員を増やすことのできる環境にあると言える。一方、東京 23 区内では大学の収容定員抑制政策が採られ、また、学生受け入れのための施設設備の拡張が必要であることから実施時期、財的資源等について法人全体での検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

事業活動収支の支出超過について、教職員の共通認識のもと支出削減に取組み令和 5 年度決算においては、当初予算を達成し、改善の方向に向かっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

収支改善の取組として、令和 5（2023）年度入学生から学納金（入学金および施設維持費）の改定を行った。本改定は、令和 7（2025）年度入学者で完了する予定である。学納金の増に加えて教職員の共通認識により、収支は改善方向に向かっており、開学時に導入した教育機器・備品の減価償却が順次終了することから、令和 10（2028）年度を目途に支出超過から収支均衡を目指す。高い教育の質を維持し、国家試験合格率 100%を継続することで、優秀な入学生を確実に確保していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、昭和 47（1972）年 3 月に東京歯科大学を卒業、昭和 51（1976）年 3 月に東京歯科大学大学院を修了後、直ちに東京歯科大学の教員として奉職している。学内の役職としては、教務部長、学生部長代行など多数の学務役職を歴任後、学監、副学長を経て、平成 23（2011）年 7 月に学長に就任、令和 4（2022）年 5 月の退任までの長きにわたり東京歯科大学の教育、研究、診療の発展充実のためすべての教職員の先頭に立ち尽力してきた。また、同時に学校法人の役職としては、平成 11（1999）年に評議員に就任、法人主事、常務理事を歴任し、平成 29（2017）年 6 月、理事長に就任している。この間、東京歯科大学のカリキュラム改革や大学キャンパスの水道橋への移転事業など多岐にわたり、教育者と経営者の両面から本法人の発展に大きく寄与してきた。本短期大学の開学に当たっては、学務担当常務理事・理事長として文部科学省、東京都など所轄官庁との対応、実習協力施設との折衝など、先頭に立って設置認可に尽力している。理事長は、

このように本法人において教育者および経営者としての豊富な経歴を有し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を深く理解している。また、学外においても公的機関、学会等での役職、役員などを歴任しており、これらの経験と実績を基に、学校法人の運営全般に対して適切なリーダーシップを発揮するとともに、学校法人の発展に寄与している。

本法人では、設置する東京歯科大学および本短期大学において、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を達成するため、理事長主導で「学校法人東京歯科大学中期計画」を策定した。現在、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間の中期計画を実行中であるが、特に教育の質保証を図る観点から、「Ⅱ大学および短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標」において、三つの方針に関する基本方針や、教育の質の保証と改善の項目等を定め、それぞれの行動計画の中で実施状況、達成状況を確認しており、その結果は東京歯科大学および本短期大学の教授会や全体課長会等で報告され、必要に応じ改善に資することとしている。中期計画の実施状況および達成状況等については、毎年度、理事会で確認するとともに、評議員会の意見を聴いている。

さらに、令和 3（2021）年度には、「学校法人東京歯科大学ガバナンス・コード」を策定して、毎年度実施状況を点検し、その結果をホームページ上に公表しており、本ガバナンス・コードを基本原則として、教育・研究・医療・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、自ら強靱なガバナンス体制を構築するとともに、一層経営の透明性を向上させ、社会への説明責任を果たし、多くのステークホルダーからの信頼と理解を得続けられるよう努めている。

予算に関しては、各部門の毎年の実施状況および将来展望を踏まえ、法人運営の基本となる毎年度の予算基本方針が理事長を中心とした理事会執行部より示され、各部門から提出された事業計画の審議を経て予算が策定される。

理事長は、理事会、評議員会のみならず、予算、決算の時期には東京歯科大学および本短期大学の教授会、全体課長会などに出席して法人全体の状況を積極的に自ら説明、意見を求めるなどしており、教職員全体への情報共有を進め経営改善に努めている。

毎年 5 月開催の理事会において理事長は、監事が私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東京歯科大学寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況及び計算書類等（事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録）について監査を行った前年度決算報告について議決を受け、同日開催の評議員会に報告、意見を求めている。

理事長の職務は、本法人寄附行為第 13 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定し、同第 14 条には「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定されており、理事長のみに代表権を付与している。理事長は、本法人が設置する東京歯科大学および本短期大学の統括者として、学内全ての組織・機関の健全運営の役割を担っている。同第 17 条第 2 項には「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、理事会は本法人の最高意思決定議決機関として機能している。同条第 3 項には「理事会は、理事長が招集する。」同条第 5 項には「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と規定されており、理事会は理事長が招集、議長を務め、過半数以上の出席をもって成立する。迅速な意

思決定を図るため、原則、常務理事会を毎月1回開催し、理事会は年3回以上開催している。評議員会は予算および事業報告等の意見聴取のため3月、5月を定例に開催している。評議員会は、理事会からの諮問事項に対して意見を述べ、諮問に答申、報告を受ける等を任務とする合議制の機関であり、前述の予算及び事業報告の他、借入金、重要な資産の処分、収益事業に関する重要事項、理事、監事および評議員の任命・解任、寄附行為の変更等重要な事項に関しては、本法人寄附行為により、理事長において、予め諮問することが規定されている。

本短期大学の自己点検・評価活動については、学務委員会が自己点検・評価委員会の指示の下、各事案の担当部署・委員会等と連携・協力してPDCA業務を実行することで、点検・評価、改善を進めている。点検・評価、改善結果等の報告書は、自己点検・評価委員会において取りまとめられ、学務委員会から教授会へ上申、教授会で承認・決定するプロセスを経て、理事会において報告される。本報告に基づき、必要に応じ本法人の「中期計画」および「ガバナンス・コード」の改訂が行われ、法人としてこれに沿った経営・運営が実施される。7年に一度受審する認証評価においても同様のプロセスを経て、その結果が理事会に報告され、法人として責任をもってこれに対応し「中期計画」および「ガバナンス・コード」にも反映されることとなる。

学内外の情報収集に関しては、本短期大学事務部の他、東京歯科大学事務局および法人事務局と連携して常時収集に当たり情報を共有している。東京歯科大学同窓会のネットワークなども活用して官公庁からの情報も比較的早い段階で入手出来ており、重要な情報については、常務理事会を経て理事会に報告され、必要に応じて対応策について事務部において立案され、審議、決定している。また、本短期大学の教授会には、法人主事が陪席し、理事会・常務理事会には短期大学学長が陪席するなど、理事長のリーダーシップのもと、本短期大学運営に係る重要な案件や理事会へ付議する議題について、情報共有しながら協議を行える環境が整えられている。

このように理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると寄附行為で定められ、法人業務の最高議決機関と位置付けられている。理事会は、大学および短期大学の目的である教育研究事業の維持発展を図るために必要な経営上の意思決定を行い、東京歯科大学および本短期大学の教授会をはじめとした担当部署、委員会等を通して実行、その成果をあげている。また、理事会は、東京歯科大学および本短期大学の管理運営に関して、その組織編制、給与等の人事事項、予算・決算・財産の取得管理等の財務に係る権限を持ち、学則、就業規則、財務・会計・経理等に係る必要な規程等を定め、これを管理し、執行している。

理事の選任については、私立学校法第38条および寄附行為第8条にのっとり選任されている。寄附行為第8条第1項には「東京歯科大学の学長は、その在職中理事となる。」同第2項には「評議員のうちから選任される理事は、3乃至4人とし、評議員の互選で定める。」同第3項には「前2項の規定により選任された理事以外の理事は、3乃至4人とし、この法人の職員及びこの法人に関係のある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて、前第2項の規定により選任された理事の4分の3以上の議決をもって選任する。」とあり、令和6(2024)年3月現在の選出条項ごとの理事は、第1項理事1名(東京歯科大学学長)、第2項理事4名(評議員の互選)、第3項理事3名(法人職員及び学

識経験者)の8名である。8名の内訳としては、理事長の他、東京歯科大学長、東京歯科大学市川総合病院長、東京歯科大学副学長2名、東京歯科大学千葉歯科医療センター参与、外部理事として、東京歯科大学同窓会長および行政経験者1名の2名を選任しており、教育的、社会的に高い識見と経験を有し、学校経営にも適切な人材を任用し、学校法人の運営を行っている。また、常務理事は、『学校法人東京歯科大学寄附行為施行細則』第5条により理事の互選により若干名置くこととしており、同第6条では、常務理事はそれぞれ学務、財務、庶務、病院・歯科医療センター、建設、人事及び校友に関する業務を分掌することとしている。常務理事は、令和6(2024)年3月末現在、理事長を含め7名である。

学校教育法第9条の校長及び教員の欠格事由の規定については、寄附行為第12条第2項4号に準用されており「私立学校法第38条第8項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定している。【参考：私立学校法第38条第8項 次に掲げる者は、役員となることができない。一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者、二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの。】

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、教育者および経営者としての経験・実績が豊富なことから大学および短期大学の本来の目的である教育研究事業(活動)の維持発展のため、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。大学運営を適切かつ適正に執行するために、学長をはじめとする所要の職を置き、理事会、教授会等の組織を設けている。関係法令の法改正にも適切に対応しながら、学内規程・組織の改定・整備を行い、その都度公開・明示している。中期計画やガバナンス・コードの改訂・実施および評価を行う中で、理事長・学長のガバナンス機能について点検しながら、教学組織と法人組織の権限と責任の明確化を図っている。このような機能が適切に働いていることから、予算執行プロセスの明確性および透明性が常に担保されており、適切な予算の編成および執行が行われている。

現状、理事長のリーダーシップに関しては大きな課題はないものと考えているが、歯科大学・短期大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、理事長の補佐体制、法人全体の管理運営体制をなお一層強化していくことが望まれる。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

新型コロナウイルス感染拡大は、大学の授業のあり方について大きな発想の転換を求めるものとなった。令和2(2020)年の感染の拡大が始まった早期の段階では、各大学をはじめとする多くの教育機関では、どのようにして学生教育を継続し、その質を確保していくのか、試行錯誤が繰り返された。本法人では、理事長のリーダーシップの下、設置する東京歯科大学および本短期大学においては、遠隔授業をいち早く開始するためのプロジェクトが立ちあげられ、5月初旬には大学および短期大学ともに他大学に先駆けて遠隔授業を開始した。また、本法人の役職者(理事、大学および短期大学学長・副学長、附属医療施設病院長・施設長、事務局長、各事務部事務部長等)により構成される会議をWEBにて月1~3回開催(感染拡大当初は連日開催)し、3キャンパス・各部署における感染

者の状況や今後想定される事態を的確に把握した上で、3キャンパス・各部署に適した対応策などを、迅速かつ的確に指示・実施し、教育活動、研究活動に大きな支障をきたすことなく難局を乗り越えることができた。

三つの附属医療施設においては、診療活動が大きく制限される事態となったが、教職員および臨床実習中の歯学部学生、臨床・臨地実習中の短期大学学生の安全を第一に考えた対策を採るとともに、それぞれの医療施設が地域社会で果たす役割も考慮した上で、運営方針を適時指示することで難局を乗り越えてきた。

教職員、学生への注意喚起については、理事長の発信文書の掲示やホームページへの掲載とともに、感染時の対応についても、理事長主導で体系的に管理し、医療系大学としての責任を果たすため、一般的な指針よりも厳しい基準を設け、感染拡大防止に努めている。また、学生や教職員へのワクチン接種を精力的に推進するなど、教育者として、かつ法人のリーダーとして、学生・教職員の安全確保、学生教育への情熱と教育の質の確保および法人運営の円滑な実施に向け、積極的に対応した。

また、「中期計画」の策定により、5年間の重点項目を掲げ、年度ごとの進捗状況を確認するとともに、「ガバナンス・コード」の点検・公表を通して、多くのステークホルダーからの信頼と理解を得続けられるよう努めている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、『学校法人東京歯科大学寄付行為施行細則』第2条の2の規定に基づき、あらかじめ教授会の意見を聴き、評議員会に諮問し、理事会の決定により令和2（2020）年4月に選任され、同様の手續きを経て令和4（2022）年6月に再任された。

学長は、大阪大学歯学部を卒業後、約30年間、厚生労働省等で衛生行政等に従事し、その間、歯科衛生士養成所の指定監督業務や歯科衛生士国家試験、歯科衛生士法の改正、歯科診療報酬における歯科衛生士の評価など、行政官として歯科衛生士の地位向上に深く関わってきた。教育面では、東京医科歯科大学歯学部附属歯科衛生士専門学校（現東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科）等で計5年間の非常勤講師を務めた。また、東京医科歯科大学在籍時の平成13（2001）年には、初の歯学教育モデル・コア・カリキュラム策定のメンバーを努め、以降、厚生労働省での歯科医師国家試験の所管課長を務めるなど主として行政官の立場で歯学教育に貢献してきた。厚生労働省を退職後、公募により平成

28 (2016) 年東京歯科大学教授に就任、その後、水道橋病院副病院長に就任（現在も兼務）している。

学長就任時は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まり初の緊急事態宣言が発出された時期とも重なり、併設の東京歯科大学と連携しながら、教職員および学生に対して感染防止を徹底するとともに、感染状況に応じてオンライン（遠隔）授業と対面授業の実施、臨床・臨地実習の実施の可否等を判断し適切に指示してきた。また、学生の人権に配慮し、感染者や濃厚接触者である場合にも、加害者意識を持たず、速やかに報告するよう教職員に指示し、学生も遵守している。

原則毎週月曜日には、全教職員参加の全体ミーティングを主催し、教授会での決定事項や本短期大学に関係する本法人および東京歯科大学の関連の事項などを伝達・情報共有するとともに、意志疎通を図っている。

本短期大学は小規模校であり、全教職員がワンフロア、一室で執務するという環境を最大限に活かし、日々全教職員とのコミュニケーションを確保し、学長の方針の伝達と現場の意見の吸い上げ、すなわち、トップダウンとボトムアップの両面から迅速な意思決定と行動の実践を行っている。

学長は、『学校法人東京歯科大学寄附行為』第 22 条により、評議員に選任されており評議員会および理事会に出席（理事会は陪席）している。また、東京歯科大学教授（兼担）として発令を受けており、東京歯科大学教授会等の主要な会議にすべて出席している。また、臨床・臨地実習の主たる実習施設である東京歯科大学水道橋病院の副病院長を兼務しており、病院の主要な会議にも出席している。これにより学務全般について、本短期大学と東京歯科大学との円滑な連携を図れる体制が構築されている。

全学的な、教学マネジメントを遂行することを目的とし、学長を委員長とする東京歯科大学短期大学学務委員会を設置し、月 1 回の定例の他、必要に応じて委員長（学長）が委員会を招集している。学務委員会での検討・審議の結果は、教授会に上程し、必要に応じて教授会の意見を聴いた上で学長が決定している。

建学の精神および三つの方針については、教職員および学生が見やすいラウンジに掲示（p4 参照）し、周知徹底に努めている。また、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、学長自らが第 1 学年および第 2 学年の年度始めの初回講義において説明しており、本短期大学で開講される全ての授業・実習は、それらに基づき実施されている。

所属教員とは、毎年、教育および研究活動についての活動目標評価シートに基づき、個別の面談を実施し、次年度以降の活動の改善に活用している。

学生に対する懲戒については、『東京歯科大学短期大学学則』第 66 条第 2 項に「懲戒は、訓告・停学並びに退学とする。」と規定されており、その手続きについては、『東京歯科大学短期大学学生の懲戒に関する手続について』により定めている。

教授会の運営については、学則第 60 条の規定により、学長は教授会を招集し議長となり、第 62 条の規定により、毎月 1 回開催し、必要により随時開催している。また、第 61 条には、教授会の審議事項を定め、学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べるものとして、次の通り規定している。

【東京歯科大学短期大学学則第 61 条】

教授会は、学長が次の各号について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

また、(3)項に関しては、『東京歯科大学短期大学学長が教授会の意見を聴くものとして定める事項』として別に定め、第 1 条に次の事項について教授会の意見を聴くものとして規定している。

【東京歯科大学短期大学学長が教授会の意見を聴くものとして定める事項第 1 条抜粋】

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手の選任に関する事項
- (2) 名誉称号の授与に関する事項
- (3) 非常勤講師及び客員教員の専任に関する事項
- (4) 教育組織に関する事項
- (5) 学生の試験及び進級に関する事項
- (6) 学生の褒章及び懲戒に関する事項
- (7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項

本短期大学は小規模校であり教授会を構成する教員が学長を含め 5 名と少人数（令和 4（2022）年 7 月現在の陪席者としては、事務部長、総務課長（教学課長代行）、法人事務部長、内部監査室長）であり、学長を含めた教員相互の意思疎通が良好である。法人本部との意思疎通を図るため、法人事務部長を陪席者に加えた。なお、教授会に関する事務は教学課がつかさどる旨『東京歯科大学短期大学事務部の組織並びに事務分掌規程』により明記されており、議事録については陪席する総務課長（教学課長代行）が、開催毎に作成、事後の教授会にて確認、学長の承認後、教授会議事録として整えている。

学長又は教授会の下に教育上の委員会を各種規程に基づき、学務委員会の他、自己点検・評価委員会、附属 3 医療施設（水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センター）ごとの臨床・臨地実習指導等委員会（指導者委員会、小委員会）、教授選考委員会、利子補給奨学生選考委員会等を設置し適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

現状、学長のリーダーシップに関しては大きな課題はないものと考えているが、少人数での大学運営および学校経営の課題について、学長のリーダーシップのもとで改善していきたいと考えている。

小人数での大学運営の課題：コロナ禍での対応や、新たな組織・体制を必要とする業務について、小規模校・少人数の教職員であるため、業務分担を適切に行いうる人員の配置が困難であり、一人当たりの業務時間が長くなる傾向にある。また、特定の教職員に業務が集中することもあり、効率的な大学運営と働き方改革との両立が課題である。教員の配置・定員増も考慮して検討する必要もあるが、一方で、当該分野・歯科衛生士養成機関での共通の課題として、歯科衛生士資格を有し、修士、博士の学位を取得して、歯科衛生士養成機関での教員を志望する者が極端に少ないのが本短期大学を含めての課題である。本短期大学においても、学士の学位を取得後の育成を考慮、将来を見据えた歯科衛生士教員の採用が喫緊の課題であると認識している。

学校経営の課題：学校経営の観点からは、収支改善のため、日常の経費等削減を徹底しているところではあるが、健全経営を目指すためには、学納金収入を増やす必要があり、入学定員・収容定員増の検討が必要である。本件については、校舎等の物的資源、教職員等の人的資源、実現するための財的資源の問題もあることから法人全体での議論が必要ではあるが、一方で東京 23 区地域内の大学等の学生の収容定員増の抑制が障壁となっている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、第 1 学年（歯科衛生学概論）、第 2 学年（保健医療福祉論）、第 3 学年（総合演習）と全学年の講義を担当していることから、学生の学修における知識・技能・態度などの修得状況を十分に理解・把握した上で、教職員に適切な指示を出しており、小規模校ならではの教育を実践している。

令和 3（2021）年度に入学志願者が減少したことから、学長のリーダーシップのもと、令和 4（2022）年度からは、教職員一丸となり、オープンキャンパス・入試説明会の充実を図った。更には新たな入学者選抜方法として総合型選抜を導入するなど、選抜方法を見直した結果、志願者数は開学以来、最高となった。オープンキャンパスにおいては、学長自らが、率先して志願者の個別相談への対応を行い、また、入学者選抜においては面接や試験の採点を行うなど、教職員の士気を高めた。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

本法人の監事の選任については、『学校法人東京歯科大学寄附行為』第9条において、「1 監事は、この法人の理事、職員（学長及び短期大学の学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」と定められている。これに基づき本法人では、行政、高等教育、医療、法曹などで高い見識と経験を持った適任者を監事として選任して、大所高所からの判断と実効的な意見を得て、法人運営に活かしている。

監事は、当該年度の監査方針に基づく監事監査を実施するとともに、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について、理事会、評議員会に出席し意見を述べている。更には、理事と担当業務について意見交換を行うこと等により、学校法人および理事の業務執行の適正性、適法性、効果性の確保・向上および財産の状況の確認を行っている。毎年度の決算監査においては、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に対して、「1.学校法人の業務および財産の状況または理事の業務執行の状況に関して、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないこと、2.会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類及び財産目録の記載と合致し、かつ法令および寄附行為に従い学校法人の収支および財産状況を正しく示していると認められること」の記載がなされた「監事監査報告書」を提出、監事全員が出席した上で報告が行われている。

また、本法人は私立学校法第37条第3項に基づき監事2名を置き、学校法人の業務および財産の状況を毎年監査してきたが、令和2（2020）年の改正私立学校法により、監事による「理事の業務執行状況の監査の明確化」、「理事の法令違反行為等の差止め」等が規定化されたこと、更に「大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会」の検討状況を踏まえ、監事からの牽制機能を強化する観点から、本法人寄附行為第7条に定める監事の定数を改正のうえ、監事を1名増員し3名とした。なお、令和6年3月現在、3名のうち2名を常勤監事としている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、本法人寄附行為 第19条において設置が定められ、同条第2項において40人以内と定数を定めている。一方、本法人寄附行為 第7条において理事の定数は、7人以上9人以内と定めており、令和6(2024)年3月現在、評議員は理事の2倍を超える38名が選任されている。評議員は、本法人寄附行為 第22条により、短期大学の学長、この法人の職員のうちから選任される者、この法人の設置する学校を卒業した者、この法人に関係ある学識経験者、の4つの区分から構成されている。任期については本法人寄附行為 第23条により3年と定められている。

理事長より予め評議員会へ諮問しなくてはならない事項は、本法人寄附行為 第20条により定められており、私立学校法第42条各号で評議員会の諮問事項と定められている項目は全て同条各号によって包含されている。評議員会は定例で5月、3月の2回開催される他、必要に応じ、臨時に開催され、諮問機関としての機能を適切に果たすよう運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

私立校教育法施行規則に基づき、教育情報については、本短期大学のホームページ「情報の公表」などに掲載し、公表している。

私立学校法の規定に基づき、本学のホームページよりリンクしている「学校法人の基本的な情報」において、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書および役員名簿等を公開している。寄附行為や役員報酬規程についても同ホームページにて公開している。

情報公開については、短期大学の高い公共性と社会的責任を果たすべく、また、ガバナンスの透明性・健全性を担保する観点からも、ホームページ、学内刊行物等に掲載し、教職員、学生のみならず、社会一般に広く周知するよう努めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本法人の理事会、評議員会は適正に行われており、理事長のリーダーシップおよび学長のリーダーシップともに特段の課題はないものと考えている。また、監事の業務について

も2名の監事を常勤とするなど公正・中立の立場から法人運営を監視できる体制も強化しており、法人としてのガバナンスに関して特段の課題は見当たらない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

法人のガバナンス機能の強化を図るため、三つの取り組みを実施した。一つ目は、「学校法人東京歯科大学中期計画」の策定、二つ目は、「学校法人東京歯科大学ガバナンス・コード」の策定、三つ目は、監事機能強化のため、監事を3名に増員の上、常勤監事2名を選任した。

私立学校法改正に伴い、寄附行為改正に着手した。同法改正の趣旨に沿って改正を行い、本法人独自の運営方法、理事長を補佐する組織なども包含して準備を開始している。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学校法人のガバナンスの指標としての中期計画及びガバナンス・コードの年度ごとの進捗を確認、把握している。その進捗について、ほぼ計画通り進捗しており、次のタームの計画の策定準備を開始した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人東京歯科大学理事長および東京歯科大学短期大学学長のリーダーシップは十分に発揮され、学校法人としてのガバナンスは確立している。今後は、中期計画及びガバナンス・コードの年度ごとの進捗状況を確認するとともに、その点検・公表を通して、理事長および学長のリーダーシップのもと、教職員が協働・連携しながら、PDCAサイクルを十分に機能させることによって、本法人および本短期大学の更なる発展を目指し、社会の信頼と理解を得続けられるよう努めていきたい。